

第 2 日

1. 平成24年 6 月18日 午前10時00分招集
2. 平成24年 6 月18日 午前10時00分開議
3. 平成24年 6 月18日 午後 3 時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健康福祉課長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社会教育課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特別養護老人 ホー ム 施 設 長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎		

-
12. 議事日程

日程第1 一般質問

7 番 小 山 暁 議員

10 番 杉 本 和 彰 議員

12番 笹渕賢吾議員

13番 庄山忠文議員

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は4人の議員に通告受付順によって発言を許します。

なお、質問・答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の1項目すべてを登壇で行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第二項目からの質問は質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

まず最初に、小山議員の発言を許します。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 改めましておはようございます。7番議員の小山でございます。

ただ今から、先に通告しておきました通告書に従いまして一般質問を行いますので、執行部におかれましては、分かりやすく簡潔に答弁いただきますよう、いつものことでございますが、まず冒頭をお願いをしておきます。

さて、いよいよ6月もちょうど中盤に入り、これから本格的な雨季を迎えておりますが、昨年3月11日の東日本大震災発生から既に1年3カ月が経過しているにもかかわらず、今もって現地の復興はままならず、被災者の方々は大変厳しい、苦しい環境の中で生活を余儀なくされているのが現状であります。本町でもこれまで何回となく大きな災害が発生し、尊い人命を失ってきた経過がございます。我々はその災害の教訓を生かしながら、いつ起こるか分からない自然災害等から身を守るために、防災意識の強化と十分な備えを怠らないよう、日々心がけたいものです。

災害は忘れたころにやってくるとよく言いますが、町では雨季を控え、既に今月の11日に防災会議が行われ、災害に備えることになっていますが、とにかく災害が起こらないことを祈るばかりであります。

ところで、今回また発生した職員の不幸事に、大変大きなショックを受けております。このことは絶対見逃すことはできませんので、あえて警鐘と猛省を促す意味で、一言だけ触れておきたいと思います。決してあってはならないことが、また発生した今回の事件に対して、町民の皆様の期待をまた裏切り、公務員としての信用をまた失墜させた責任行為は、大変重く大きく、絶対に許すことはできません。

私はこれまで過去に発生した職員の不幸事のたびに、この本会議の一般質問で、執行部の姿勢

をただしてきましたが、それが全然生かされてこなかったことに対して、大きな憤りと不信感を抱いております。絶対あってはならないことが、こうも続きますと、チェック体制の甘さが指摘されても仕方ありません。

公務員として、役場職員としての公僕はどこにいてしまったのか。まさに緊急事態発生です。今こそ執行部は、全員が頭を丸めてとまでは言いませんが、職員への指導徹底はいうまでもありませんが、今後は職員としての本来あるべき姿とは何かを常に追求していくことが、職員の意識改革につながり、町民の負託にこたえることになると思いますし、同時に、それこそ抜本的な再発防止策を庁内で早急に策定されますよう、町民を代表して緊急提言をしときます。

それでは、早速ですが質問事項の1点目、熊本県消防広域化推進計画について伺います。その中の第1点目は、熊本県消防広域化推進計画では、県北の4消防本部、有明・山鹿・鹿本・菊池・阿蘇を、2012年度末までに統合することになっておりますが、具体的推進計画の概要と現状について、まず伺いたいと思います。

次2点目は、広域消防の再編統合計画は、現行の有明消防本部単独以上の体制強化が図られると思うか、また、和水町にとって消防行政サービスとしての住民の安全と安心面で問題はないのか伺いたいと思います。

更に3点目、消防広域化は市町村の自主的判断に委ねられておりますが、既に中央ブロックの上益城4町と菊池広域連合2市2町、更には宇城広域連合の2市1町が、市町村協議から離脱、参加を見送るなど混迷を深めていますが、本当に広域化は必要なのか、町長の見解を伺いたいと思います。

以上、熊本県消防広域化推進計画について、3点について質問いたしますので、執行部の答弁をお願いをしておきます。

次の質問から質問席にて質問を行います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 小山議員の質問にお答えをいたします。

冒頭、厳しく御指摘いただきました今回の不祥事に対しまして、先般の議会に關してもるお断りいたしましたところでありますが、本当にあってはならない不祥事が発覚いたしましたところでございまして、町民の方々に対して、本当に大きな大きな不審の念を与えてしまいました。本当に残念で遺憾に感じておるところでございます。よって、今日、一般質問、明日においては、今日、一般質問終わった後にはそれぞれ委員会も開かれる予定であろうかと思いますが、よって、明日一幹部招集をし、早急なるそれに対する一日も早い町民の信頼を取り戻すための会議をもちたい、そのような思いでございます。今後ともどうぞ、しっかりとお叱りを受けてまいりたいと思っております。

それでは、質問に対してお答えをいたします。

第1点目、熊本県消防広域化推進計画、具体的推進計画の概要と現状ということでございます。今日、消防庁が自主的な市町村消防の広域化を推進する必要性から、平成18年6月に、消防組織

法の一部改正を行い、それに基づき、管轄人口30万以上の希望での自主的な広域化の推進等を内容とする、市町村の消防の広域化に関する基本方針を示したのを受け、熊本県では平成20年に熊本県消防広域化推進計画を策定し、平成24年度末までに県内13消防本部を中央・城北・城南・天草、4ブロックで消防広域化を推進しており、将来的には県下一体性の移行を目指すと言われておるところでございます。

有明広域消防本部が参加する城北ブロックでは、菊池広域連合消防本部が不参加を決め、有明・山鹿植木・阿蘇の3消防本部で協議中でございます。これまでの経緯としては、平成20年7月の城北ブロック説明会からスタートし、平成24年度、平成22年度にかけて消防本部及び市町村の説明会を開催し、平成23年7月14日に有明・山鹿植木・阿蘇、3消防本部で、城北ブロック広域化協議会が設立されたところでございます。

城北ブロック消防広域化協議会では、基本的な事項については6項目、消防体制の整備方針については18項目、運営経費の負担について3項目、その他について3項目の合計30項目の協議項目を設定し、現在では4回の協議会が開催され、平成24年2月28日開催の第4回協議会までに、30項目中14項目について決定がなされておるところでございます。

今後、あと3回協議会が予定されております。すべての協議項目が決定され、平成25年の3月31日の広域化の期日に向けて、現在、協議中であるわけでございます。

それから2点目のお尋ね、和水町にとって消防行政サービス、住民安心・安全面で問題はないかとお尋ねでございます。消防広域化の一般論としては、消防本部の規模が大きくなるほど、火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えられているところでもございます。城北ブロックにおいては、消防本部の組織、今後の協議の方向性として、総務、通信指令部部門等の人員を集約するとともに、警防、救助、救急、予防等の住民に対する直接消防サービスを提供する現場部門を充実させることにも配慮し、組織の定員配分について協議がなされておるところでもございます。

消防署の所管区域、消防署の配置、項目の協議の方向性として、消防署の招集や迅速で効果的な消防サービスを提供することが求められ、第一線の機関であることから、現状の管轄、配置を考慮し、出動時間、到着時間、管内の地理的交通状況を踏まえ、効果的な管轄区域署等の配置について、今、協議が進められております。

ところで、和水町にとりましては、山鹿市と隣接している地域でございます。現状では、要請があってから出動いたした、隣接する山鹿市、植木消防本部との連携が広域化により初期指令で即時に対応できるため、山鹿・植木消防本部と隣接する災害現場に関しては、現場到着時間がわずかではございますが短縮されると見込んでおります。また、大規模災害については、広域化した場合、災害発生初期から全消防力を投入することもできるわけでございます。このことにより、時間短縮や初動での出動回数及び初期の増隊も考慮し、災害規模が拡大する前に対処できる、災害の軽減も期待はされるところでございます。

ところで、3点目において、市町村協議から離脱、参加が見送る混迷を深めているが、本当に広域化は必要なのか、町長の見解を伺うということでございますが、御承知のとおり、県央4消

防本部の統合を目指す中央ブロック協議会から、3月だったか、上益城に続いて宇城広域連合も離脱、そのような揺れ動いておるのもたしかでございます。城北ブロック広域化協議会においても、菊池広域連合消防本部において、平成17年2月1日に設立されたということで、参加せずということで、飛び地の状況であるわけでございまして、これも、疑問も見え隠れしておるのも、今日の状況でございます。

今後私は、今日なおも協議が進められており、この後、今月28日に第5回の広域化の協議会が開催されることになっております。よって、いかに判断いたすか、更にもろもろの検証をし、理解を深めてまいりたいと思います。

いずれにしろ、基本的には消防署だけでやはり地域は守れません。生命・財産を守るという役割からして判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今、県の消防広域化計画の現状について詳しく答弁がございました。この構想そのものは、今も町長答弁されましたように、平成18年6月に消防法の一部改正が行われまして、30万人を一消防本部とする消防広域化にするものであります。県内の13消防本部の場合、人口30万人に届いているのは熊本市消防局のみで、ほかの7消防本部は人口10万人未満となっております。ちなみに、山鹿植木広域消防本部が8万7,345人、阿蘇広域消防本部が6万2,128人、我々の地元有明広域消防本部が17万1,778人、いずれも広域化構想の人口規模からしましても、大幅に下回っているのが実態であります。

現在、全国47都道府県に807の消防本部があるようでございますが、そのほとんどが、一部を除きそのほとんどがまだ再編統合は進んでないと聞いております。なぜ熊本県だけが広域化をそんなに急ぐのか、なぜ、広域化が必要なのか、その点、これまで城北ブロック消防広域化協議会に町長が出席されまして、これまで協議がなされてきたという報告がございましたが、既に30項目中14項目が決定していると。残りあと3回の会議の中で16項目について詰めるという段階にきているようでございますが、その具体的なやりとりといいますか、最終的には結局広域化していくという方向で意見の集約がなされているのか、その点ちょっと町長に確認したいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の質問でございますが、今日、30項目の中で14項目、この28日においても8項目が説明されるわけでございます。このことに関しては、私なりにそれなりの説明を受け、議長とともに協議会に参加いたしておりまして、和水町としての考え方に関しては、多少なり対話をしておるわけでございますが、いずれにしろ有明広域ということでございますので、私の一理事としての考え方に関しては、やはり将来和水町を守る、これは消防だけで守れないわけでございますので、やはりそうしたことをしっかりと踏まえた中で、今後どうあるべきかというごたることに関しては判断をさせていただきたいと思います。今、現時点において、有明広域、それぞれ荒尾・玉名、3町理事、一致した協議はしておりません。今後どう動いていくのか、現

時点においてはまだ迷っておる現状じゃないかなと、その程度を申し上げておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただ今、答弁で大体状況が分かりましたが、1 点だけ確認させていただきたいと思いますが、現段階で結構でございますが、2010年度の末までに構成し、それから町、議会での広域化の承認を目指しているとの報道があっておりますが、町長の今の感じといたしまして、その可能性はあるのかどうか、町長の今のお気持ちで大体分かりましたけれども、もう一遍確認したいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） そうしたことに深まった発言というのは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにしろ、先ほど議員さんもお述べになりましたように、東日本大震災から1年と3カ月をもう超えたところでございまして、よって、そうしたことに向けて、そういう教訓を踏まえて、和水町においては、もしそうしたことにおいてはどうかあるべきか、やはりまずは一番自主防災組織、自分たちの集落、まずは我が家は我が家、そして、その次はその地域、そして、それを守って、第一線で守っていただくわけにいかないわけでございますので、自主防災組織に関する強化を図るために、町として、向上ということになりましょうか、最終的にはそうなりましょうが、以前に町行政としてなすべきことは何なのか、しっかりそのことに関して力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 次、2 点目の質問でお答えいただきましたが、その再編統合計画によりまして、現行の有明消防本部、単独以上の体制強化が図れるかどうかということをお尋ねしました。また一方では、消防行政サービス、要するに住民の安心・安全面で問題はないかという質問をしましたが、あえてこの質問しましたのは、その背景には、今回の消防合併案というのは、平成の市町村大合併と違いまして、スケールメリットだけでは判断できない部分や、地理的条件面などの基本的な困難な問題が幾つかあると思うわけでございます。特に、広域化した場合、果たして本来の消防業務であります地域住民の生命・財産、先ほどから出ておりますが、地域住民の生命・財産を守るという観点から、災害や事故や、特に救急業務に対して、住民のニーズにこたえることができるのかどうかという根本的な問題が横たわっていると思います。そのことは先ほどもちょっと町長触れましたけれども、町長としてどのようにそのことを受け止めておられるのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回の協議においては、やはり、阿蘇それから鹿本植木、そして有明、これにおいては、やはりその中では有明広域というのは非常に整備されておるような状況の中で、

非常に経済的な、財政的な観点だけじゃなくて、基本的にはやはり住民の生命・財産、これが第一でございますので、そういう中で今、協議が進められておるわけでございます。

2点目における住民安心・安全、そうした面においては、その広域行政の協議問わず、当和水町としてどう対応して、どういうふうな取り組み等をしていかなければいけないのか、そうしたことが、自主消防団、それに関してはやはり玉名郡において、優秀な和水消防団というふうに私は理解、誇りに思っておりますので、それに甘えることなく、更にまた、消防団を中心とした地域、区長さん方をはじめ、住民一体となったものを今後つくり上げながら、この広域化に関しては、それはそれとしてですね。

ですから、こういう協議が全く無駄じゃなかったというふうな形の中で、将来は、もしこれが解体された場合においては、やはり後々はこの協議会も生かされたというような状況で終わるじゃないかなと。今されておることに関しては、再三協議会に向けて一本化に向けて、将来的には県一本化に向けて進んでおりますけれども、その会ごとに、じゃあ和水町として、それはそれとして、やるべきことは何なのか、常に問わされておるような思いで協議会に出させていただいております。

今後においても、議員の皆さん方の住民代表として、住民を守る、そうしたことにしましては、執行部・議会一体となって取り組むべきであろうと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 関連して質問いたします。広域化した場合の問題について一点だけ伺いたと思います。国・県の構想では、統合再編の合理化によって、消防力は向上するというふうに言っておりますが、例えば広域化によりまして、実質今問題になっております飛び地となる広域化では、私は消防活動のスケールメリットは発生しないと思います。その点、町長はどのように考えておるのかお尋ねしたいと思います。

それから、関連しましたもう一点、更にこの広域化によります通信指令システム機能の整備強化や、携帯電話のGPSですね、発信地の特定機能、そういった装置等によって災害に備えるということになっておりますが、防災で最も大事なことは、最新の設備や高価な機材を導入することではなくて、地域の実情に合った防災体制の確立こそが、住民の安全・安心につながるものだと思います。

もう一点は、広域化することによって消防力の強化につながるというような話も出ておりますが、果たして広域化することによって、地元消防団との連携が果たして強化されるのかどうかという疑問点もあります。そのへんも含めて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） たしかに、飛び地というごたることに関しては、今回の協議に関しては大変な弊害を、課題を持った中で進んでおるのも事実でございます。やはり、広域化してその山鹿から例えば焼米、大屋地区はそちらが近いわけでございますが、やはり、かねがねの生活の中

で、顔の见えない、地域の消防団と広域消防団が、やはり初めてそこで合う、そういう形の中で地域を守れるか、地形が分からないのにそういうことができるのかということ、そういうこともありますので、やはり、現在そういう机上じゃ「こうなるよね、これだけ時間的に短縮して現場に行けるよね」っていうふうになりますけども、実際面としては、そういうふうに厳しい問題、課題であるというふうに思っております。

それから、ほかもろもろに関しては、ちょっと今日、行政としてそういう防災にかかわることに関する取り組み、先般、防災会議もありましたので、そこらへんを踏まえてのことを課長から説明をいただきます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） お答えします。先日、防災会議で町内の消防団とかに関する指令等は、全部消防主任のほうからメールで全部いくようになってますし、各警報等も職員のほうも全部そのメールアドレスを入力してまして、警報関係にも職員のほうも全部把握はできる状況にはなっております。GPSまではいきませんが、そういうその職員と町内の消防団員は、消防、災害警報等については、即対応できるような体制にはなっております。

今回、消防の広域化の中で、一つ消防のデジタル無線化も提案されておまして、各3消防本部でデジタル無線化をしますと、結局、総費用としまして大体デジタル無線だけで、単独でした場合、27億程度かかる場合が、この広域化により、3消防本部で合同ですれば18億程度で終わるということで、約8億8,000万程度安くなるということで、こちらのほうも広域化しながらデジタル無線化を各消防本部同士ですれば、このへんもスケールメリットがあるということでも協議は進んでいる状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、総務課長のほうから消防救急無線のデジタル化の話が出ましたが、御案内のとおり、平成28年には完全に移行するということが決定しておりますね。御案内のとおりですけれども、今回の広域化計画は、どう見てもデジタル無線に伴う財政的軽減を図る目的だけのようにしか受け止められないと思いますけれども、その点、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） メリットとしては、そこらへんが第一メリットとして掲げられるかと思いますが、現時点においては、数々の広域化に向けることに関する協議が進められておりますので、もう少し協議をお互い課題、問題点、いい面、悪い面、お互いもう少し3ブロック出し合いながら、そして、また将来、県一本化というごたることが、やはり目指すべき姿であるのか、そこらへんも踏まえ、判断をさせて、今、現時点でこの場において私がこうであるとかいうことにつきましては、ひとつ控えさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 先ほどから広域化の必要性を問うてきたわけですが、今回のこの消防広域化計画に対しまして、各自治体は従わなければならないのかという、そういった疑問がわいてまいります。政府の回答書なんかを見ても、**「市町村は広域化推進計画に拘束されない」**と言っている。それから、消防は**「広域化は市町村の自主的判断で行われるべきである。市町民地村が消防広域化を行わなかったとしても、不利益な取扱いを受けない」**というふうに回答してきておりますけれども、つまり、このことから判断できますことは、市町村は、住民の安全を守るために、住民とともに考えるべきであって、同時に、住民及びその代表者である我々議会、あるいは現場の消防職員、あるいは消防団、その他関係団体の意見や助言を決して無視して行うことは断じてあってはいけないと私は思います。再度このことについて町長のお気持ちを聞かせください。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今議員さんが申されたとおりでございまして、今後においては、その広域化協議会においては、議長、私ともに参加させていただいております。そして、有明広域議会においては、当議会からもお二人おいでになっております。ただ今、小山議員さんの御発言、御意見、そうした将来に向けての心配、悩み、そうしたことを踏まえながら、今後しっかりと誤りない組合協議会で参加して進めさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 次にまいります。質問事項の2点目の和水町防災行政無線の管理運用について質問いたします。

その1点目は、防災行政無線は電波法によりまして厳しく管理統制されておりますが、町民への公報周知伝達機関としての放送、及び通信内容の規準はどうなっているのか伺いたい。

更にその2点目、管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線の管理運用の業務を行うことになっておりますが、放送通信内容の可否、決定の判断と決裁はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の和水町の防災行政無線管理運営、これに関しては、直接管理運営をいたしております担当課長より詳しく説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） お答えいたします。

第1点目の防災行政無線は電波法により管理統制されているが、放送及び通信内容の規準はど

うなっているかという御質問ですけど、防災行政無線は、和水町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例第3条におきまして、放送及び通信の内容を規定しております。その中ですけど、第1点目が町行政の広報、連絡に関する事項、第2点目が、有明広域行政事務組合消防本部よりの災害及び火災等の緊急連絡に関する事項、官公庁及び公共団体等により入手した情報、災害及び非常事態等、緊急を要する事項、その他町長が必要と認める事項ということで規定してありまして、基本的にこの基準によって判断しているところでございます。

次の2点目の質問の、管理責任者は統括管理者の命を受けということで、放送通信内容の可否決定の判断、決裁はどうなっているのかの御質問でございますけど、まず放送通信内容の可否決定の判断は、基本的には条例、今申し上げました第3条に定めた基準に従って判断しているところでございます。ただし、細かく具体的な規定ではないことから、放送の内容の公益性、重要性、緊急性を総合的に判断している状況でございます。

毎日、町行政に関する広報依頼が、各関係課から多くあっており、できるだけ町民への情報提供に努めるところでありますが、広報内容の公益性、重要性の低い内容を広報することに対しては、住民の方から指摘を受けることもあります。この判断に大変苦慮しているところでございますが、また、1回の放送においても、数本の情報を流す場合もありますが、一度に多くの情報を提供するのには、本当に伝えたい重要性の高い情報が曖昧になりかねません。

一概に、可否については明確な線引きについてはできておりません。できるだけ多くの行政情報を住民の方にお知らせする義務がありますので、特に緊急性の低い情報は、できるだけ広報紙でお知らせするなど協力をいただいているところでございます。

また、決裁については、各情報に関する担当課より、放送依頼書を作成していただいて、依頼書を担当課長から総務課に提出していただいております。それから、総務課の放送担当において文章の校正等を経ながら、総務係、行政係で放送の可否の判断、決裁を終え、最終的な決裁は専決事項としまして、総務課長、私が行っている状況です。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 大体分かりました。防災無線の設置管理に関する条例の第3条第5号で、その他町長が必要と認めた事項についての判断は、当然、無線局の総括管理者又は管理責任者が行うものと理解しておりますが、ここで確認のためにあえてお聞きしときます。無線局の総括責任者は誰か、また、管理責任者は誰なのか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 総括管理者は町長となっております。管理責任者は細則のほうを調べたところ、総合支所長ということになってまして、ちょっとこれは間違っている、総務課長になるべきかなと、この細則のほうを見まして、私、思っているところでございます。早急に細則のほうの訂正をしたいと思っています。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 今、答弁がありましたように、総合支所長になっておりましたので、おかしいなと思ったわけです。当然それは総務課長の責任分野だと思います。至急それは改正していただきたいと思います。

それから、今回防災無線行政の放送内容の基本的なことについてお伺いしているわけですが、実は先般、5月16日に、熊本県の総合運動公園で第24回の熊本県のシルバースポーツ大会が行われました。昨年この和水町で行われましたねんりんピックでございますが、その全国大会の県予選会が行われた結果、ペタンクの部で和水町チームが優勝いたしました。本年10月、三重県で開催されるねんりんピックに、熊本県代表として出場が決定しましたので、その結果を放送してもらおうと、担当所管課であります健康福祉課を通じまして放送要請をしましたところ、防災行政無線担当課からストップがかかりましたのでその理由を聞きましたが、明快な答えが返ってきませんでしたので、再度検討していただいた結果、最終的には放送を流してもらいました。

それで釈然としないままに終わっては、今後の問題を引きずることにもなりますので、はっきりとしておきたいと思いましたので今回質問をした次第です。区長会等からも放送内容等についての意見が出ているそうでございますが、防災行政無線の本来の趣旨から外れていなければ、広報伝達施設としての意義は非常に大きいわけでございますから、その放送を流していただくような方向で検討していただきたいと思いますが、町長に要望いたします。町長、一言お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、お尋ねというか、こうあるべきというようなことを議員さんから申し出いただいておりますので、そうしたことを今どうだこうだということに関しては、お答えできかねますが、おっしゃっていることに関して、今後きちんと、こうあるべき、あああるべきということで整理をさせたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 観光によるまちづくりと里山美術展についての1点目でございますが、観光によるまちづくり施策の一環として、平成22年度に策定された和水町観光交流振興計画によりますと、体験交流事業を新たな観光スタイルと位置づけて、『なごみ型』グリーンツーリズムを推進することになっておりますが、その現状と本年度の具体的な取り組みについて、簡単にまとめて答えていただきたいと思います。

次、2点目は、民間団体主催の「第10回里山美術展」が5月の大型連休期間中に肥後民家村で開催されましたが、町として今後、観光振興面から官民一体で支援していく考えはないか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 3点目についてお答えいたすわけでございますが、観光によるまちづく

り、里山美術展についてお尋ね、ちょうど今回10回目を数えるわけございまして、里山美術展については、私、開会行事、それから、中学生の吹奏楽部演奏も加わりまして、参加したところでございますが、要は年々盛会になっているとは思いますが、今一つ、何かという思いも事実で感じたところでございます。小山議員さんにおいても、手すき和紙、そうしたこと、体験、実演というようなことで参加協力なさっておるわけでございます。大変お疲れ様でございます。そのことも踏まえ、それから、なごみ型グリーンツーリズム推進を含め、担当より説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

なごみ型グリーンツーリズムの現状と本年度の具体的な取り組みについてお答えいたします。

グリーンツーリズムとは、農山村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動でございます。なごみ型グリーンツーリズムとは、和水町には約400年の歴史のある三加和手すき和紙、時代劇でも使われているわらじ作り体験、町の特産の竹を使ってごはんを炊くかつぼ飯づくり体験、地元でとれた豊かな農産物を使って郷土料理を食べる田舎暮らし体験など、豊かな自然と先人たちが残してきた豊かな和水町、こういう観光資源を活用した様々な体験メニューがございます。

これらの体験を通じて、里山文化を活用したツーリズムの推進と、観光交流資源の魅力的向上に取り組み、和水利の新たな観光スタイルと、和水町ブランドを確立し、多くの訪問者の誘客を図るものでございます。

平成23年度の事業実績につきましては、手すき和紙体験を9回実施しております。かつぼ飯作りやこんにゃく作り体験は2回実施しております。実施場所につきましては、手すき和紙体験が4月に福岡市、5月に里山美術展、また、5月に福岡市、6月に花菖蒲祭、9月に司の湯、10月にグランメッセ、それから、大阪、熊本観光等物産展、11月に関西和水利会、3月に福岡市で行われました。かつぼ飯につきましては、10月に上和仁地区で行っております。また、3月に民家村で実施しております。

参加人数につきましては、手すき和紙体験が約600人、かつぼ飯が46名の方が参加されております。参加者のアンケート調査を見ますと、皆さん満足したとの意見が多くございました。成果といたしましては、和水利ブランドの宣伝・広告は十分効果があったと思っております。

また、本年度の事業につきましては、町内の体験、交流型のイベントとして、かつぼ飯体験、こんにゃく作り体験、わらじ作り体験、手すき和紙体験などを計画しております。また、県外で開催されます物産展等での体験や参加型の観光交流体験の実施など、福岡地域で2回、関西地域で開催の熊本県観光と物産展で1回を予定しております。

続きまして、2点目の里山美術展への官民一体の支援についての御質問でございますが、それについてお答えいたします。

里山美術展につきましては、平成15年に第1回が開催され、今年で第10回を迎えました。今年

度の趣旨といたしましては、里山で生まれ、真心込めて生まれた美術の展示や物産の販売を通じて、これまで余りにも身近過ぎて気づかなかった里山の持続可能な農的暮らし、芸術的・文化的にも豊かであることを実感し、本イベントの開催を縁に、地元から近隣地域へと緩やかに楽しく交流していくことを目的とするということでございます。

始まりましたきっかけは民間からの声で始まったと聞いております。

（自席より発言する者あり）

当初は、役場職員も里山事務局にいましたので、事務局としてかかわっておりまして、町より補助金の交付ということがございました。基本は里山団体の資金で運営されているとのことでございます。現在は観光協会より補助金が交付されているようでございます。

町といたしましては、現在、民家村で開催してあるということから、使用料の減額を行ったり、広報媒体関係の告知について支援を行っております。当初は、町職員もかかわっていましたが、時が経つごとに民間活力が高まり、現在に至っているものと考えております。現在まで長く続いているのも、民間の力集約になるものと思います。町といたしまして、今までのように使用料の減額、それから広報活動への支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今、いろいろと誰それって取り組まれたことを申されましたけれども、問題はですね、この事業を実施展開してくれるのは推進組織です。和水町観光まちづくり推進委員会を早急に立ち上げるという答弁が以前あってございました。と同時に、農家民泊や郷土料理や特産品の開発を進める計画をしてあります和水町グリーンツーリズム協会の設立の問題、現在どうなっておりますか、端的にお答えください。できておりますか、できてませんか、それだけで結構です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今のところまだできておりません。推進しているところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） この計画はできまして、既にもう丸二年が経過しておりますけれども、未だに推進組織ができてない理由を教えてください。

（「急いで答弁してください。時間のなかですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） たしかに今日までそのことについては、話はしたことはありますけれども、まだそういう結成にまでは至っておりません。今後、そのへんを含めて、急いで協議をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） あえてそのことを聞きましたのは、実はこれは21年の6月から22年の3月まで、合計13回のワークショップ等を用いて、この計画書はでき上がっております。委託料は190万8,900円執行しておりますよ。それだけの事業料で、本当に労力と時間を予算を突っ込んで策定された計画書だけで、もっと真剣に積極的にスピードアップをして、観光振興に努めていただきたいと思いますけれども、和水町観光づくり委員会、あるいはグリーンツーリズム協議会、いつ立ち上げる予定ですか。答弁願います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 早急に立ち上げていきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 里山美術展のことにつきましては、課長のほうから答弁がありましたけれども、観光面から支援できないかということで質問しているわけですが、御案内のとおり、このイベントは町内外の住民で組織する民間団体の里山楽園企画の主催で今年10回目を迎えています。肥後民家村の旧酒井家などの古民家や庭園を貸し切って、大体約30人の個人や団体へのいろんな作品、あるいは陶芸、ガラス細工、染物など、いろんなものが展示されておりましたけれども、そのほかにも工芸品の販売や子どもたちが楽しめる制作体験コーナーなどが、5日間実は通していただいたわけですが、入場者は延べにして1,500人あったそうでございます。ゴールデンウィークでもありましたし、入場者の中には、遠く横浜・大阪・千葉などから、インターネットを見てきたという子ども連れの家族が相当あったように聞いております。

ところで、このイベントに要する事業費は約20万と聞いております。民家村使用料の減免措置の件は今聞きましたとおりでございますが、すべてあとは出展者各自の負担金で運営されているということでございます。

このような素晴らしい民間主導型のイベントを、是非とも町観光振興面から支援することによりまして、町の観光交流振興計画にもありますように、里山ツーリズムの一連の事業、町がバックアップできるならば、一石二鳥の里山暮らしや散策体験観光の目玉として、私は民家村の活用促進にもつながると確信しております。多くの和水ファンの獲得にもつながると思いますので、どうか今後、官民一体による観光振興計画について取り組んでいただきたいと思います。町長の見解をお願いします。簡単に結構です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 10回このことに関する歴史、最初は教育委員会からの支援の中で育ててまいったところで、年々とやはり自分たちの手でというような形の中で、あるべき姿に今移行し、しかしながら、いまいまだというような思いは冒頭お話し申し上げたように感じておりますの

で、今一つ町行政がてこ入れというか、支えたら素晴らしいものになる、そういうことを考え、感ずることができるならば、また今後においても考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 今、話が出ましたように、このグリーンツーリズムを定着させていこうとするならば、現在の民家村をフルに活用できるようなツーリズム施設としての条件整備が必要であろうと思います。と同時に、体験プログラムの企画とか立案、調整に当たる役場職員を一人はやっぱり配置すべきだろうと、そういう条件整備をしながら、既に定着しております里山美術展などのイベントとリンクをさせて、町内外からの入り込み客を誘導するような、和水町独自の農村体験交流事業を積極的に推進して行っていただきたいと思います。

もうそのことにつきましては、町長のほうからもお考えが述べておられますので、それでよしといたしますが、最後に1点だけ質問いたします。

昨年11月の21日と22日に、2日間、阿蘇郡市を会場に、農業体験や民泊などを通じて、都市と農村の人々が交流するグリーンツーリズムの現状や課題を考える全国大会が開催されています。御案内のとおりでございます。本町から何人出席されたのか伺いたいと思います。それでもって本日の私の最後の質問といたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の質問に関しては、今ここで手持ち資料を準備してなくて、ちょっとお答えできないような状況でございますので、後ほどただ今のことに関してはお答えをさせていただきます。よろしゅうございますか。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） こちらのほうで分かりませんか、行ってるか行っていないかの確認をしたかったんですけど。行政からは行っとらんですか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 以前、経済課長をしておりましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

たしかその会議だったと思いますけど、ちょっとはつきり確定できませんけど、その会議を含めて、職員を交代で派遣をさせておりました。具体的にはもうちょっと調べて、後ほど担当の経済課長のほうからお答えしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） このことを聞きましたのは、今度、観光振興計画の中で、なごみ型のグリーンツーリズムを定着させていきたいと。これを主力に、農村と都市の交流事業を図っていき

たいという、大きなこれはひとつのバックボーンになっとるわけです。それで、こういった素晴らしい研修会が、阿蘇郡内で行われておりますから、是非ともこういった研修には積極的に職員を派遣して、そして学習をして、またそれを生かして、地域のやっぱり活性化のためにグリーンツーリズムを推進されていくというような、そういう努力をやっぱり積み上げていただきたいと思います。

ただ観光パンフレットをつくったからということで、それで終わりじゃないんですよ、観光事業は。だから、ここにも観光振興計画、手元に持っております。それから、観光パンフレット、たくさんできておりますけれども、パンフレットをつくったばかりで受け入れ体制が整わなければ、絶対観光振興はできません。そのことを強く申し上げまして、要望を含めて私の質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で小山議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。11時15分より会議を開きます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、小山議員の質問に対し、答弁漏れがありました。執行部の答弁を求めます。

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 先ほど、小山議員に対しまして答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

全国グリーンツーリズムネットワークの熊本阿蘇大会につきましては、2名出席しております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 同じく小山議員さんの質問の中で、防災行政無線の管理責任者につきまして、総合支所長になっているということで、細則の中と申しあげましたが、規則の中で総合支所長になってますので、規則を訂正したいと思います。すいませんでした。

○議長（多賀勝丸君） 次に、杉本議員の発言を許します。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） どうも皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

2010年度における住宅土地統計調査が発表されておりますが、調査では、全国の空き家が約757万戸あるとのこと。これは日本の総住宅に占める割合では13.1%の空き家率になります。このうち、破損があるとか老朽化している住宅もかなりの数に上がっております。本町でも一戸建て住宅が廃屋予備軍として大変多く存在していると言えます。

そこで質問を行います。空き家及び老朽家屋対策について。空家数は更に増えると考えられています。高齢化により住人がいなくなった家は荒れ放題になります。所有者は誰なのか、そして、誰がこの住宅を管理するのか、重要な問題になっています。今後の対策をお伺いします。また、このような会議が開催されているかお伺いします。これで登壇上の質問とします。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 杉本議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、空き家及び老朽家屋対策についてお尋ねをいただいております。本町も空き家が目立ってきておることは、もう本当に事実でございます。人が住んでいない家は、本当に不審者の出入り、それから出火の発生、また、家屋内の換気が十分できず、早く傷んでしまい、更には倒壊の危険が増えております。このような対策については、大変苦慮いたしておるわけでございますが、このことに関しては、もう最も大切な課題だと認識いたしております。今日の状況、対策については担当課長、また教育委員会におけるお尋ねの部分に関しては、教育長からお答えをいたしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 企画のほうからは、利活用の面からお答えしてまいりたいと思います。

本町では、新たな定住策の一つとして、これから空き家を移住・定住の受皿にできないかというふうに検討しております。したがって、今年度はその空き家バンクの整備を図るために、熊本県の補助事業である「田舎暮らしのすすめ事業」に取り組んでおるところでございます。この取り組みは、あくまでも利活用できる物件に限られますことから、所有者や管理者及び地域の方々の理解が必要になってまいります。

今後、この空き家対策に取り組むためには、例規の整備も視野に入れながら、また、ほかの自治体の対応事例の効果なども検証しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。教育委員長にお尋ねしたのは、後で防犯とか云々に入ったときにお伺いしようかなと思っただけです。はい。

今、企画課長から答弁があったんですけど、あくまで私としては、空き家バンクのほうは入ると大変幅が広がりますので、その老朽化、使い物にならない家屋にしばって質問させていただこうと思います。

区長さんとか民生委員さんからこの件はいろいろと相談前からされつつたんですが、それに基づくと、空き家の屋根が一部壊れて、風が吹くとばたばたと、その建築資材がするということで危ないとか、台風など大雨があると、また木切れがどこに飛んでいくのか分からないので不安と。

だから早く解体できないかとか。これ蜂の巣も住みかとなって、実際、蜂の巣が隣人を刺しまして、その元の所有者が治療費あたりを払っていただいとるとかあって、先ほど、町長も重要な課題とか言っていただきましたので、ここらへんを前向きに次の段階に進めなければという思いで質問させていただきました。

税務住民課長がいらっしゃいますが、私が聞いたところでは税務住民課だと思うんですが、ある方が、民生委員さんが、役場のほうに相談して、要するに空き家があると。非常に老朽化しとると。税住のほうが、すぐに元の所有者を探して、そしたらまた違う人に売ったんですけど、そこらへんもきちんと相談されて、解体費用は元の所有者の方が出して解体をするというところまでいったとかあったとお伺いしとるんですよ。非常に前向きに役場当局のほうで動いてもらっておりますので、更にこう、それをみんなでうまい具合にやっていけないかなという気持ちで質問させてもらっております。

やはりこう、そういう例とかをお伺いしたいんですが、多分さっきの答弁では調べてないのかなと。本当は、今までの処理件数が幾つかあるのかなという件も含めてお伺いする気であったんですが、そこらへんは飛ばします。

私は、これはまた税住のほうなんですけど、平成23年度から不動産登記簿上の所有者と納税者が一致する場合について、固定資産税から納税者の住所などの情報提供を受けられるようになっておりますので、これが一致しない場合には、やはりこう、今から多くの方が住民から相談があった場合、指導文書ですね、その空き家の持ち主が管理者に対して、郵送しかできないと思うんですけど、指導文書ですね、廃屋の現況、また管理義務とか担当課ですね、〇〇課の〇〇までというような、その中でやはり直接役場が指導することですね。

ただ、他人の財産ですから、勝手に役場が入れないとか、いろいろなことも十分把握した中で質問させてもらっております。ただこれ、本当に早急にしないと、今、町内で独居が、私が調べたところで404名、高齢者世帯が454世帯とかあります。本当に緊急、すぐにできない問題ではあります。他人の財産ですけど。そこらへんをやはりやっていただきたいというか、やるべきだと思うんですけど、そこらへんの答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、一つ解決したことの意見を紹介されたわけですが、また、そのほかにも担当のほうで、こういう事例があったということであれば、お答えになるか分かりませんが発表させるといたしまして、今、いろいろこう、独居老人世帯が増え、そして、やはりその方が亡くなられ、孫というのはそこで生まれたわけじゃございません。子どもであれば、そこに生まれてどこかにお出になってるかも分かりませんが、もう孫の代になりますと、全くこっちに我が家が、元があったということが分かっても、何らかかわりはないというような形でなっていくのかなと。自分の集落においても、そういう家屋を一、二、目の当たりにしておりますので、本当に、大変今後どうしていけばいいのか、区長さんとしても大変お困りになっておるのも事実でございますので、そうしたことに關しては、法的なことに關してどうなのか、そういうことに

関して、町がどこまで取り組めるのか、これは喫緊の課題として受け止め、今後考えていかなければいけない、そのように感じたところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。

町長が前向きな答弁ですけど、次どうしたらということなんですけど、私はそこでちょっと提案なんですけど、大体これは朝日新聞に1回載ったので、それで自分なりに調べたんですが、空き家の管理条例を制定した自治体を参考にすれば、いろんなことが出てくるのかなというふうに考えます。

具体的には、ちょっと読ませていただきます。空き家やその敷地の樹木、雑草などが放置され、管理不全となると、健全な生活環境を阻害したり、犯罪を誘発したりする恐れがあります。このことから、所有者や管理者に適正な管理を求めることにより、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、これは市ですから、市民の安心・安全な生活を確保することを目的としてこの条例を制定すると。指導の対象となるのは、建築物の倒壊又は建築物に用いられた建築材料の飛散などにより、周囲又は通行人などに被害を与える恐れがある状態、建築物に不特定の者が侵入することにより、犯罪が誘発される恐れがある状態、建築物の敷地内にある樹木又は雑草が繁茂し、放置され、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態であります。

これは結局、何を言いたいかというと、空き家の所有者に適正な維持管理を義務づける。自治体が空き地とかその家ですけど、所有者に必要な措置を勧告できることを想定する。最初にしたのは埼玉県のとことでした。これは実際、和木ではしにくいけど、あまりにも危険な状態のときには、行政代執行で家屋の解体まで行えるとのこと。だから、そこらへんを、せっかく町長には重要な課題と認識していただいたので、そこらへんを前向きにやっていただきたい。

最低でも、私もうまい具合に言えないんですけど、都会の人がぱっと帰っても何も道具がないので、機具の貸し出しっちゃうんですか、無条件に機具を貸し出すと問題があるんでしょうけど、そこらへんをするために、草刈り用具とかのこぎりとか、そこらへんを準備してある市町村もあるようでした。これも前向きに検討、そこらへんで最初質問の中に、このような会議が開催されているかどうか伺いますというのを入れとるんですけど、ここらへんをやはり、担当者、まずはやっぱりこう、一般町民の方はいいと思うんですけど、役場に関係するところですね、多分役場でいうたら、総務課、企画課、それと先ほど言いました税住ですね、税住の固定資産税係の人は、そこらへんの個人情報はお持ちですので。

ただ、先ほど言いましたように、昨年から個人情報は出してもいいという法律が変わってる部分もありますので、そこらへんを連携組んでいただいて、本当にこう、ここで実際教育長のほうに質問事項で入れとったんですけど、やはり防犯とか高校生まで入りますと、空き家、以前はあったんですけど、ある東校区のところで、空き家に高校生のたまり場とかあってました。そこらへんをやっぱり未然に防ぐのも、役場の住民サービスかなというふうに認識しておりますので、そこらへんのところでどなたか、町長でしょうか、総務課長でしょうか、答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） いろいろと重要な課題を、こういう自治体先進事例があるということで御紹介いただきました。よって、更にそうした事例踏まえ、また、更にほかの事例も探しながら、このことに関してはやはり、しっかり今後、大きな課題と時期を重ねる、年を重ねるごとにおいて大きな課題になっていくわけ、これは間違いないわけでございますので、今、現時点にそのことに関しての取り組みに関しては、取り組まさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） じゃあ、2番の過疎高齢者対策についての質問を行います。

1、買物弱者、買物難民が増えている中、暮らしが成り立たなくなっています。これからどのような施策が重要になると考えておられるのか伺いいたします。2、企業誘致についてですけど、譲歩戦であるというふう認識し、今後の優遇策も含めどのように進められるのか。3、農業問題について。米の戸別所得補償制度の加入率は、制度に対する評価、農家の評価はどうであったのか。価格補填分の基準米価は幾らだったのか伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えいたします。

過疎高齢者対策について、第1点目については、今日なおも更に、その問題、課題は極めて重要であると認識いたしております。今日の町の人口の世帯、構成など、特に独居老人世帯の現状を含め、担当課長より説明をいたさせます。

それから、2点目においてでございますが、企業誘致等についてお尋ねをいただいております。企業誘致につきましては、県の商工観光労働部からの企業誘致に関する情報提供を受けながら進めておるところでございます。しかしながら、具体的な情報は得てないのが現状でございます。

一方、各企業が個別に工場建設用地を探して、直接、町経済課に訪ねてくるケースもございます。合併後において4件ほどの話があったわけでございますが、1件は誘致まで至ったところでございますが、2件は住民の生活環境の悪影響を及ぼすというようなことで、誘致までは至っておりません。情報については、和水町では和水町企業懇話会を毎年開催しておりまして、和水町に進出されている企業と町が提携し、企業の繁栄と町の振興を目指して話し合いをする場を設けておるところでもございます。

内容といたしましては、企業等の現状報告、それから、熊本県の企業立地課から情報提供等の説明を受けております。それからボランティア活動や企業間交流事業を開催したり、それから、異業種間の交流事業を行ったりしており、企業間の情報交換、親睦を深めているところでもございます。

また、優遇策については、和水町工場誘致奨励条例による町税の優遇施策を実施しているところで、和水町といたしましても、このような活動を通じて、県、企業からの情報収集を行い、今

後の対策に役立ててまいりたいと考えております。

今後、住民の生活環境への影響を最優先に、公害等の恐れがない企業については、反対の恐れがある企業については、やはりきちんと住民の環境を守るために、反対の立場を明確にしながら、県と連携し、企業誘致を進めてまいります。

優遇策については、今後、学校跡地関係が今後出てまいりますので、今日の優遇策をもとに、近隣またほかにどのような優遇策を講じておるのか、そこらへんを調べながら、今後新たに優遇策というのを構築、対策を講じてまいりたい、そのように思っております。

それから、3点目のお尋ねでございますが、米の戸別補償制度の加入率のお尋ねでございます。これは、また基準価格も含めて、担当課長から説明をいたします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） それでは、（1）番の買物弱者等についての質問に対しまして御説明申し上げます。まず、町の人口からと世帯構成等について見ていきたいと思えます。

平成2年と平成22年における国勢調査によります和水町の人口構成を比較してみますと、20年間に総人口で2,237人の減少を見ています。また、子どもの人口、14歳までの人口ですけれども、これも1,185人の減少を見ています。逆に高齢者人口、65歳以上の人口ですが、1,090人の増加を見ています。特に65歳から74歳までは横ばい状態ですが、75歳以上は1,164人の増加を見ている状況です。

また、世帯構成を見てみますと、総世帯数は20年間で65世帯の減に対しまして、高齢者一人暮らし世帯が251世帯から434世帯と183世帯、高齢者夫婦世帯が373世帯から587世帯と、214世帯増加している現状で、高齢化率も35.4%と県内でも上位に位置しています。

このような中、現在、全国的に問題になっているものの一つが、議員御指摘の買物弱者、買物難民と呼ばれている問題であり、以前は過疎地域特有の問題とされておりましたが、現在では都市部でも問題となっている現状と認識しております。

しかしながら、多くの高齢者は住み慣れた地域で安心した暮らしを望んでいらっしゃいます。その援助を目的として、町としてもできるだけのこととはということで実施をしております。そのほか、町の施策外にも、ワタミの宅配やセブンイレブンなどのコンビニの宅配サービス「ママサン号」など企業での取り組み提携もされており、企業の取り組みを見守りながら、町の施策で実施しなければならないサービスについては、今後、推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） それでは、3番の農業問題について御説明いたします。

平成22年度より、農業者戸別所得補償モデル事業が始まり、昨年の23年度より、農業者戸別所得補償制度が本格実施されました。平成22年度は、全農家数1,693人に対し、918人の加入者でございます。加入率が54.2%でございます。平成23年度は、全農家数1,683人に対し905人の加入

で、加入率は53.8%と加入率は伸びておりませんが、集落の担い手への集積、集落営農組合の集積が進み、加入者の水稻作付面積に関しましては、平成23年度事業の本格導入により、農家の理解が非常に高まっていると推測されます。

過去の政策では、水稻を作付けしても所得補償交付金は交付されない制度で、転作作物のみの交付でございました。たしかに、近年米の価格は落ち込んでおりますが、定額10アール当たり1万5,000円の交付される政策は評価できるものと思っております。

また、米価変動補填交付金に関しましては、平成22年度産米で、10アール当たり1万5,100円の補填実績がございますが、平成23年度米では平成23年度米販売価格が1万2,624円で、標準的な販売価格は1万1,978円ということで、平成23年度米の価格が標準米価より646円高かったため、平成23年度産米に関しましては、価格補填は実施されていないことと5月23日に発表された次第でございます。また、水稻作付農家には、農政局より直接通知されております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。三つもすると、ちょっと頭がこんがらがってきたんですが、要するに最初の買物弱者の件ですけど、やはりこれも何でしたかという、買物難民とかいうのは、医療とか介護に比べて生命に直結する深刻な問題としてとらえにくいということもあります。でも、本当はそれができなくなると暮らしがすぐに成り立たなくなってくるので質問したわけです。

先ほどでは、我が町に買物難民と言われる方がどのくらいいらっしゃるかということをお伺いしても厳しいのかなというので、推定でも、推計されるかだけでも、後でお聞きしたいというふうに考えます。

これも、これは熊日新聞ですけど、いつぞや、買物弱者が全国で910万人、熊本は8.4%と書いてあったんですが、非常に、多分熊本県内、また、我が町にも大変多くの方がいらっしゃるのかなというふうに思うわけですよ。

その中でまず先ほどの件と、あと具体的に言います。非常にこう、食料品、日用品の購入で困る。農林水産省等では、支援バスの運行とか書いてあるわけですね。ほかのにも買物ツアーとかいう言葉も使ってありました。やはり、何らかの町で支援ですよ、その支援がどういう支援かと言われると私も、国は結局具体的なことは言いませんので、自然バスという意味は、大体町がある程度税金投入かなというふうには思うんですけど、そこらへんもやはり、今後、我が町のために重要な課題かなというふうに認識しております。これはちょっと異常なことなんですけど、高齢者の方がデイサービスを利用されとる中でも、今から移動販売車が来るので帰らにやいかんという話もお伺いします。

先ほど、ワタミとかセブンイレブンとか出ておりましたけど、そういう現状でありますので、何らかの町から、その移動販売に対しても、何らかの手を打たにやいかんという、すいません、まとまりのないことを質問しておりますけど、そこらへんでお考えをお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の御質問ですが、和水町として実施している事業、まず、簡単に申し上げますが、配食サービスという事業をやっております。これは町社協に委託しまして、高齢者の安否確認と栄養のバランスを考えて、配食サービスを行うということで、週2回、利用者のほうに配食をやっている部分です。調理は菊水荘、清風苑、和楽荘、緑彩館に委託して実施しております。

それから、軽度生活援助事業ということで、ホームヘルパーの派遣でございますが、要介護状態でない方が対象で、食材等生活必需品の買物等のサービスを提供しております。これはJ Aと社会福祉協議会に委託して実施しております。こちらのほうは、1時間1,350円の委託料で、利用者負担は150円です。昨年1年間で約145名の方が利用されております。先ほどの配食サービスは全体で637人の方が1年間にですね、利用されているという形です。

それから、閉じこもり対策といたしまして、菊水荘、和楽荘、清風苑にお願いしまして、通所によりレクリエーションや入浴、健康チェック、食事などの提供を行っていただく、生きがいデイサービス事業を行い、社会的な孤立感の解消を図っております。この利用者が延べで552人ということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今、一応私も配食サービスのボランティアとかさせてもらっておりますので、非常に分かります。ホームヘルプのほうも。あとは社協とかJ Aとか言われましたので、社協さんが動かれてるのも、正直な話、理解しております。

ただ、私もこれで引込むわけにはいかんのですが、これはちょっと内閣府なんですけど、内閣府はやはり、日常の買物に不便を感じたと回答されております60歳以上の高齢者が16.6%とあります。やはり、それだけでは何かが足りないのかなというふうに思っております。ただ、こう言っておりますけど、役場当局でそれがすぐに右から左にぱっとできる問題じゃないということも、私も理解しながら質問しておりますので。

やはり、そこらへんを今後どうやっていくのか。自分自身としては、先ほど民間の業者とか社協とかJ Aさんとかいろいろ言われました。法律の範囲内で民間の業者さんに情報の提供あたりをやっていく方法、あと、さっきちょっとお金のことを言いましたけど、何かしらの金銭的な支援ですね、そういう目的を、買物難民と言われる方、特に限界集落という言葉が最近普及しておりますけど、そういう人たちのために、そこらへんを含めて。

まず最初は、なんか以前やられたような記憶もあるようなないようななんですけど、高齢者の方の買物の実態調査ですね、本当にされているのか。ここらへんはただ郵便じゃなくて、やはり民生委員さんには御苦勞をおかけしますが、民生委員さんか何かで、やはりきちんとした本当の数字を出していただいて動かないと、本当に生活に困ってらっしゃる方が今後ますます増えるというふうに認識しております。そこらへんを調べていただきたいというふうに思っております。

そこらへんで質問と。

あとは、どうしても一般的に言うと、すぐに地域包括支援センターがそこらへんの相談窓口だから、そちらのほうと連携しなさいということになっちゃうかもしれませんが、やはり町長部局あたりで連携して何らかの方策をとっていただきたいというふうに、何らかということなんですけど、そこらへんで答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、高齢者に対する課題、問題、そして更に、これからそれがだんだんと濃くなっていく、深くなっていく、そういうことは避けられない状況であります。そういう中で、今、担当課長が言いましたように、こういうことをやっている、ああいうことをやっている、現実にはそうかもしれませんが、今後、また更に厳しくなるそういう状況を、やはり地域の区長さんはじめ民生委員さん、そして、やはりそれにかかわる担当課、施設、そうした形の中で、お互いが連携した中で課題を議論しながら、そして、それをうまく組み合わせ、支援していく、そうしたことの連携が、協議が必要じゃないかなと思っておるところでございます。

そしてやはり、この課題においては、もうあとは御親戚、家族というのがないよねということになれば、やはりそれなりの対応をしなきゃいけない。しかし、ここにおいてはお一人だけでも、近くに兄弟の方がおられる、子どもがおられる、そういうことであれば、そういう方々の家族的な支え合いを指導していくというようなことも必要かなと、そういうふうな思いでございます。

今後の課題として、しっかり議員の今の御意見に関しては受け止めて、取り組んでまいる、そういう思いをいたしたところでございます。回答にはなりません、一応お答えをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今日町長としっくりいくんですけど。何で私言っとるかというのと、先ほど、民間業者の話が出るんですけど、結論から言うと、なかなか利益的に厳しいと思うんですよ。いざこういう事業をしたいって言われる方も、だから、何らかの金銭的というか、情報提供とか言っております。そこらへん含めて、更なる現場の声あたりもいろいろ伺いしながら、次の段階に進んでもらいたいというふうに考えます。

次の企業誘致のほうにいかせていただきます。先ほど町長からの答弁、県の企業立地課とかいろいろ出ております。これは、この目的は何でしたかというのと、東日本の大震災で、北関東とか東北地方に立地している企業、工場も被災し、本当に大きな被害を受けております。電子部品、自動車部品、製造などの工場被害は、国内のみならず、世界のサプライチェーンまで分断しております。特に世界の自動車生産には大きな影響を与えました。

このことにより、企業さんは同一地域の集積型から、海外も含め、工場の分散化を考え、つまりリスクの分散なんですけど。に、動いております。また、国内では、特に地震などの天災の少ない地域を選ぶ傾向となっております。その点、我が町は比較的災害の少ない町だというふうに認識しておるところであります。

先ほども町長から企業立地課とか言われましたけど、県の企業立地課のホームページもいろいろ見たんですけど、世界とつながるものづくりのモリエとか、いろいろあります。意外と世界の半導体の製造、世界のシェアは熊本は2.4%あるそうです。これもそんなに私、厳しいことを言うつもりはないんですよ。結論からいうと、長洲町に次いで和水町は、玉名郡の中でも多分製造品出荷額は非常に多い所なんですよ。未だに1,000億円超えとるかというふうに認識しております。最近南関町が工場進出が進んでおりますが、倍以上は和水町は製造品出荷額があるのは事実です。今の県のホームページから見ましたので間違いはないかと思います。

それでもやはり、先ほど言いました理由で思うとですよ、先ほど言いましたリスク分散とか。今からちょっと思い切ったことを言わせていただきます。町長、僕は思うんですよ。今、企業立地を担当されとる職員が何名いらっしゃるのかをお伺いする中で、ちょっと町長としては勇気のいることかもしれないけど、大げさに言いますと、その担当される職員、2週間でも3週間でも出張に行ったら役場に帰ってこんでいいと。その代わり、やはり電話とかメールだけでは本当の人間関係というのはできません。また、本当の情報もつかめないと思うんですよ。ちょっと大げさかもしれないけど、そのくらいやる気のある役場職員さん、今いらっしゃると思うんですよ。その方の強い行動力に期待して、そこらへん、頑張れるぐらいの町長の腹で、「なんさまお前、頑張ってこい」と、やはり、本当のそういうところが重要かなと。やっぱり人に会ってものごとを得る、体感するということは、その中に大きなチャンスが回ってくる可能性はあると思うんですよ。

ただ、企業誘致というのは、一発にばっと表面に出るもんじゃないから、そこらへんは担当課長さんなり、町長、副町長は温かい目で見えてあげる。そして何らかの情報をとってきていただく。県に行くのもいいでしょう。企業を回るのもいいでしょう。そこらへんというのが、本当に思います。

これ私が勝手に考えたことなんですけど、あと一つ、先ほど優遇策と言ったのは、その後の農地とか出るんですけど、あんまり遊休農地とか言いたくないけど、本当にこう、人の働く場はもちろんですけど、税金が増えるのもあるんだけど、やはりそこらへんで農地あたりが眠っとる土地とかいろいろあると思うんですよ。そこらへんの有効活用あたりも含めて、先ほど町長は学校跡地も言われました。そこらへんも含めて、本当にこう、まちづくりの一環として、これもまた自分としては非常に大事なことだと思うとですよ。だから、なんか先ほど「情報戦」という言葉を使ってますけど、やはりそこらへんで町長の気持ちですね、別にさっき言ったように、東京とかあっち側に出張所を出せとかいう意味じゃないんです。そこらへんの強い行動力、町長じゃないですよ、町長の強い行動力じゃなくて、担当されとる職員さんに強い行動力を持てるような、町長としてのフォローと言うたら変ですけど、部下に対する姿勢あたりを含めて、町長の答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 少し遠慮しながら檄（げき）をいただいたのかなと思いますが、今日、

歴史的な円高の中、そして、今日の東日本大震災もろもろからしたら、大変日本、そういう企業間の動きというのは厳しい状況にあるのは、もう御承知のとおりであります。

しかしながら、やはり県の立地課、また、関東・関西においても、県の出先機関がございまして、やはりそこらへんとの連携、直接顔を合わせてトップセールスあたりも極めて必要であるというふうに認識いたします。

町村会において、今までお互い、関東・関西、県人会どうしてますかって言ったら、全くただお土産を送っているだけで行っておりませんので、やはりそうしたことにしましては、玉名郡町村会で、この県北を一緒になってひとつ発信しようというようなことで、できれば積極的に参加しようというような話もしたところでございます。

そしてまた、職員はこうしたことにしまして、ひとつ自分を派遣してくれんかと。専従させてくれんかという何らかのそういう形の職員に対するものをつくって、やはり、それ専門に行動することを職員に公募して、自分にやらせてくださいというそういう強い、それ専門的な熱意がある職員がいたら、ひとつそういう職員に頑張ってもらえばいいのかなというような思いもしますけれども、ただ、今の担当課において、こうしなさい、ああしなさいと言うても、なかなか厳しいものがあるのも事実でございまして、今の御指摘に関しては、しっかりと今後、更に強化してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 杉本議員さんの企業誘致の件でお尋ねですけれども、この件に対しましては、5月のはじめか4月の終わりごろだったと思いますけれども、今のそういう商工観光、企業誘致課等々の部長さんが、この和水町、三加和出身ということで、ごあいさつ方々学校跡地の件もございましたので、就任早々、ごあいさつ方々いろいろ抱えとる問題等をお話しになられたところですよ。職員2名、一緒に3名で同行しながらお話をいたしました。

まず、ふるさとの思いをお互いに論じながら、少しずつ企業等の誘致に対しての要望をお願いをしたところでもございます。いろいろ条件的にも今の企業さんありますけれども、やはり、造成、考えてから造成では非常に今の会社は答えにならないといえますか、即ですね、会社、そういう建物ができる所があれば、お話には乗られるからというような感じもいたしました。

ただ、その買収価格等々が、今の企業さんの中では坪3万ぐらいが限度だろうというようなお話もされました。それから、そういう買収にならない場合はリースというような、そういう方法もありですねというようなお話もされました。いろいろなことをその中で、課長さんも御一緒されましたので、そのへんも一緒になって和水のことを心配といいますか、そういう御配慮をいただいたところでもございます。その課長さんは今度の29日か28日だったと、どっちかと思えますけれども、企業懇話会にも参加をされるということでございますので、またお会いわけしたならば、更なる要請をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 最後に言おうかと思うとったんですけど、今、副町長から言われましたけど、その部長が春富校区出身でありまして、並びにそのフロアの課長級はほとんど玉名管内です。そこらへんは大いにフルに、なぜかしらんけどこっちがわ出身の人がそこ固まっとるわけですね。だから、チャンスです。

ただ、一つだけちょっと疑問も持ったんですよ。私が最初優遇策の中に、企業がそれ全国的な状態知ってますので、土地の取得代金を50%とは言いきらんですが、20%なり30%なり町が助成しますよとか、そのくらいのはまりがあれば進むんじゃないのかなというふうには考えますが、いかがですか。最後の質問です、これが。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 何十パーセント、そうしたことに关しては、やはりこれだけしてもこれだけの費用対効果、将来に向けてメリットがあるよねというような、そういうことの判断をしなければいけないわけでございますので、そうしたことの考えの中で、なるほどということであれば考えてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 農業問題にいきます。先ほど、課長からありましたとおり、これ何で質問したかという、一昨年が1万、基準米価が1万1,978円ですかね。米の価格が1万そこそこ、1万263円程度だと思んですが、基準米価を下回っているために、1反当たり1万5,100円の交付、また、1反当たり1万5,000円と下落の価格補填分を加えて、国として合計で幾ら税金を使っているかと調べたら、3,068億円でした。3,068億円も使ってどうだったんだろうかと思って、自分なりに考えたんですが、結構厳しいんですよ。米の農家の所得が例年と同じ水準であったとして、米価が下がった分だけ税金が余分に必要になるということでもあります。米価が同じ水準で、国の交付金が農家の所得にプラスになれば、この制度は大いに歓迎されるんですが、米の値段が下がると、交付金がプラスでも結局は同じで、米価が下がるほど投入される税金が増えるという、自分が思うにはいびつな制度なんですよ。

要するに私は何を言いたいかというと、農家にとって少しでも所得が増える制度であれば問題ないんでしょうけど、ただ、これは国策ですから、これでどうのこうのっちゃできないかもしれませんが、我が町のトップとして、町長、このあたりの現状はどのように認識され、どのように考えられますか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 民主党政権になって、こういう対策を講じられたわけですが、逆にそれがあるために、農地の集積が逆にやりづらい面も出てきたのも事実だろうと思います。そういうことで、今度知事は、トップに立って農地の集積、耕作放棄地の解消というごたることで、みずから先頭に立ってそういう組織化を今呼び掛けておられますので、やはり、和水平水っていう

こともありますが、県のその動きと一緒にあって、そしてまた、それに加えた和水の農業政策、そうしたことを今後見いだしていきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 次の質問にさせていただきます。

先ほど、加入率も50%そこそこと、あんまりなかなか加入率も、戸別所得補償ですけど、いいような気がします。

次に、また違う点からなんですけど、米の価値ですね。国の国策だからどうしようもないだろうとか言わんでちょっと聞いてください。

米の価値という観点、過去の米価と大卒の初任給をちょっと調べてみました。東京オリンピックが開催された39年には、米1俵が5,770円。それから、米が1俵1万円に達したのが昭和48年で、1万390円。この年の大卒の初任給が6万700円です。いろいろあって昭和60年が1万8,660円。この年の初任給が11万6,000円。そこらへんをずっとずっと計算して行って、最近が公務員が17万そこそこですが、民間大手とか銀行あたりを入れたら、20万今は超えてますけど、ただ、単純に比較すると、米の1万円というのは、1万円そこそこというのは、もう39年、40年ぐらい前に戻ってしまつと。要するに、米の価格が異常に下がつとるという状態ですね。非常に農家としては寂しいこと。

私の計算では、1俵3万円ぐらいすると、今の大卒の初任給と合うという計算なんですけど、現実には1俵3万円にはなるわけじゃないですね。ここらへんも厳しい質問、難しいあれなんですけど、やはり、米価が下がったのは何でかなとか、西洋、若い人たちの西洋向き、パンとかにいったのかなとか、いろいろこう、経済、産業構造の変化、何だろうかなとか、輸入米なのかなとか、私もただ、米価があまり下落傾向になりますと、本当に地方の疲弊、私の最初の質問であります過疎高齢者対策なんですけど、本当にここらへん、いかに口では高品質、安全だ安心だと言っても、そればかりではなかなかうまい具合にいかない、我が国の農業、我が町の農業です。この需要の拡大に向けて、本当に我が町のトップとして、国策ですから発言しにくい部分とかもあるかもしれませんが、トップとしての町長の声をお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） なかなか、そうですね、今、非常に米の価格も、今御紹介されたように、バブル期においてもぼんぼん本当に価格が評価され、それに応じてまたお互い余裕がある人はそういう水田を買受けする、そういうふうな状況が続いてきて、それが崩壊した後、今、食生活が変わったのも事実でございますが、議員において、食糧の自給率も大変、国が示したことには到底及ばない厳しい状況で、そういう中にまたTPP問題、そうしますと、現時点においては、もう農家は崩壊せざるを得ん現状、そのためにはやっぱり十分対応、対策を講じてから、そういう世界的な国益にむける対策にしていきたいなという思いを持っておるわけでございまして、国・県、そうした動向を見ながら、和町の水田農業というのは、できれば米イコール、また裏

作、そういう中で管理しやすい土地改良等が必要であるならば、そこらへんはひとつ更に排水事業とか何とかは、単独でせんでも県、農水省の予算もあると思いますので、そこらへんを探しながら、農家が耕作作業をしやすい、そういう基盤整備、そうしたことにとりあえずは力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今、土地改良という言葉を言ってもらいました。せめてもの次の方がするためにも土地改良は必要じゃないかなというふうに思います。

ちょっと私も時間がないのでぱつといきますけど、今日の朝、農業を辞めたいって言われとった方が突然来て、「娘婿が農地ば使って百姓すってったい」って今日みえた人がいらっしゃいまして、「よかったですね」とか話しまして、意外なことで意外な人がするかもですね、知らない中でやはり土地の改良は非常に重要なことかなというふうに思います。

全般的に、久しぶりに一般質問させてもらったんですけど、やはり和水町の行政として、現場の声をしっかりと聞いて、農家の現状、しっかり聞いて把握していただければというふうに思います。要するに、耳をすませて、多様な現場の意見があります。できるだけ動けるところは敏速な行動をしていただきたいという期待を申し上げまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

以上で杉本議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。午後は1時15分より会議を開きます。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時15分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 日本共産党の笹渕です。最初に公共交通について伺います。

一つ目に、町内公共交通路線状況と、今後の方向性について町長の考えを伺います。

二つ目に、交通の不便な地域では、高齢者や障がい者は公共交通機関を利用できず暮らしにくい状況にありますが、公共交通支援策について方針はありますか。

以上、2点についてお聞きします。

答弁は、なるべく簡潔にわかりやすくお願いをいたしておきます。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 笹渕議員の質問にお答えいたします。

まず、公共交通についてお尋ねでございます。

まず第1点目、町内公共交通路線状況と今後の方向性についてお伺いですが、公共交通機関としましては、産交バスが運営している路線バスでございます。

まずは、路線バスの状況でございますが、和水町を通る路線バスは8路線ありまして、通院、通学、買物などをするために利用されている状況でございます。

これについては、昨年路線バスアンケート調査を実施、結果については、広報なごみ4月号で掲載いたしましたところでございます。

今後の方向性についてですけれども、現在詳細な利用状況を調査中であり、調査結果がわかり次第、利用内容进行分析し、バス運営検討委員会で協議いただきながらマスタープランを策定してまいりたいと考えております。

町内での移動手段、町外への移動手段を基本において路線の変更、新たな交通手段も視野に入れて高齢者、学生など、それぞれのバス利用目的に適した交通手段の形成を図っていかなければいけない、そう考えておるところでございます。

詳細については、2点目の質問も含めて、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） それでは、第1点目の町内の交通路線関係について説明してまいりたいと思います。

今、町長のほうから答弁がありましたように、交通路線の状況は、和水町を通るバス路線は8路線でございます。

内訳は、熊本又は植木から南関町までの往復が2路線、山鹿から南関までの往復が2路線、それから山鹿から玉名までの往復が3路線、それと玉名からロマン館までの往復が1路線ということで、計8路線になります。

利用状況ですけれども、アンケート調査の結果では、町内総世帯数のうち約15%の世帯でバスが利用されております。

利用目的は、通院に主に御利用されている状況でございます。

また、平成22年10月から平成23年9月までの1年間の路線バスの利用者は、町内の方が約1万1,000人ということになっております。

利用人数の多い路線では、年間3,700人ほど利用されておりますけれども、少ないのは年間220人程度ということで、1日当たりになると1人に満たない路線もあります。

それから、第2点目の交通不便な地域での高齢者、障がい者は交通機関が利用できず暮らしにくい状況にあるが、その支援策についてはいかにというふうなことでございますけれども、高齢者や障がい者などのいわゆる交通弱者に対しましては、支援する考えはないかとの御質問だと受け止めておりますけれども、今、町長若しくは具体的に言いました、町長の方から説明がありましたように、今後バス検討委員会を中心に住民の方が利用しやすい交通手段の方法を検討してまいりたいということであわせて検討していきたいと思っております。

ただ、県等においては金銭的な支援よりも高齢者の方などが移動やすい交通手段を基本的に考えていけたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 大まかな答弁ですが、高齢者の方の通院、あるいは買物ということで、町のアンケートをとった中でも、そういった利用の仕方ということで、公共交通機関を利用されているというふうに思いますし、それから、高校生とか、この山鹿から菊水を抜けての3路線ありますけれども、それに高校生が約毎日15名から20名ほど利用されていると、そういう状況にあるんじゃないかというふうに思います。

こういった公共交通が果たしてる役割というのは大変いいというようなことで、住民にとってはいいわけですが、ただ利用する時にですね、例えば便数が少ないとか、いろいろ要望も広報なごみの中にたくさん書かれてますけれども、そういった要望にどういうふうに答えていくのかということも、今後の課題じゃないかなというふうに思います。

それで、高齢者にとっては通院、それから買物ということでは、先ほど答弁にありましたけれども、高齢者世帯も高齢者も増加していると、毎年ですね、そういう状況でありますので、いくつか私のほうから提案方々ですね、検討いただきたいということで質問をいたします。

一つはですね、南関町で巡回福祉バスというのが運行されています。

これは多分お隣だから町長も御存じだと思いますけれども、実は13年前からこの事業が行われまして、少しずつ内容が変わって現在の状況になっているそうですが、この巡回福祉バスがお年寄りの皆さんに、買物あるいは病院、そういうことでうから館に最後は到着すると、そういう形で走っています。月・水・金が坂下・四つ葉・賢木地区と、それから火・木が大原、南関地区ということで、2コースに分けて走っています。

特徴的なのは、県道とか国道をなるべく通らないと、小さな部落まで入っていったお年寄りの方が利用できるようにするという形で運営をされています。帰りは、12時30分に南関町役場を出発し、うから館を経由してまた送り届けるという形ですが、これが無料でお年寄りの方に利用されていまして、年間の南関町の予算としては、300数十万ということで、非常にバスの購入時期においては、当然予算は増やるわけですが、平均的にみますと年間300数十万でこの巡回福祉バスが運行されているということです。

そういう面では、お年寄りの方がですね、家に閉じこもらないで、こういった南関町の中に出かけて行って、そこで生活をする、そういうのが営まれていますけれども、この点についてですね、町長はどういうふうに考えられるか、もしよかったら実施とか検討とかそういうのがあれば、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほど御説明申し上げましたように、今アンケート調査をしながらいろ

んな状況を今把握しておる段階でございまして、今、御提案、御紹介いただきましたことも含めて、総合的に今後高齢者に対するそういう足、先ほど杉本議員さんから、そうした高齢者に対する御心配の質問もいただいております。

ただいま南関の状況についても、しっかりと参考にしながら、そしてまた、ここ先には学校のほうからのスクールバス、そうしたこともございますので、それを待たず今アンケート調査を即分析し、そしてそういうもろもろの先進事例を参考に、和水町としてはどう整えたらいいのか検討させてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 検討するということですが、この公共交通、九州産交ですけれども、これに8路線ということで、年間3,000万円の町からの補助が行われています、約ですね。これをこういう形でそのまま続けるのか、それとも新たな交通機関を町のほうで考えてつくり上げていくのか。こういうことも、重要な課題だというふうに思うんですね。

それで、もう一つ紹介をしたいのは、長洲町ですね、長洲町で予約型乗合タクシーが運行されています。これが去年の10月から始まって、半年を経て、その後また今年度も始められてるということです、これはですね、実は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのが、平成19年の10月1日に施行されて、その時に国のほうが、要するに買物とか病院通いとか、そういったことで大変な地域は申し出れば、そういった補助事業もありますから、こういうのをやりませんかということで始めたわけですね。それで、長洲町としても、これについて取り組んでいこうかということで、話が進んだそうですが、その時ですね、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会というのをつくって、そこで協議をしながらどういうふうに進めるかという話し合いをしたそうです。これには、長洲町の副町長、あるいは荒尾市の副市長、それから産交バスの玉名営業所長とか、それから長洲町内のタクシー会社の代表取締役が3名ほど三つほどあるらしいんですが、そこの方々。そういう人といろんなほかにもたくさん委員として参加されて、どういうふうな交通網にしていくかとか、そういうこと話し合いをされたそうです。

それで、この予約型の乗合タクシーというのはですね、愛称を「きんぎょタクシー」というふうに言われているそうですが、利用したい人の予約があった時に、予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーということで、最初に事前登録を町民の方にしてもらおうと、そして電話で申し込むと、タクシーは8人乗りの2台でタクシー会社が運営をすると、それに町が補助金をやると。そして、長洲町内にあっては片道200円でどこにでもいって、どこにでも停まれると、そういうシステムになっていると。長洲町内から荒尾市の特定施設間ですね、これは400円でいけるようにすると、特定施設というのはシティーモール、それから買物ですね、それから荒尾の市民病院、それに荒尾警察署周辺と、こういうふうに町民の方が利用できるということ、これは子どもも利用できると、要するに交通手段を持たない人ですね、お年寄り子どもということで小学生は半額と、小学生以下は無料ということで、電話1本で利用することができると。回数券も200円の11枚で2,000円で買えて、1割お得という形でや

っているわけですね。

これが非常に町民の方からも好評を得て、今年もやるというふうになっているそうですが、結局お年寄りの方は、足が不自由な方とか、とにかく子どもがいても子どもは会社について、だれも通院とか、それから買物になかなかいけないとかありますよね。そういう時に非常にこの乗合タクシーは、暮らしの中に役立っているということで評価を得ているそうです。

これは我が町を考えてみますと、例えば、三加和のほうで言いますと、和仁のほうですね、それから十町のほう、全く公共交通ないわけですよ。そういう中で、この乗合タクシーが走っていくならば、ずっと手前のほうに、町中のほうにいろんな三加和総合支所に用事があるとか、例えば歯医者さんとか、買物とか、そういう時に非常に役立つわけですね。

菊水のほうでも、ちょっと山間地のほうに入れば公共交通が走ってない所がありますから、そういう人でも利用できるんじゃないかというふうに思いますので、非常に便利な乗合タクシーじゃないかなというふうに思います。

その点で、どういうふうに町長、今私のほうで言いましたけれども、どういうふうに感じられるかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 現実の課題として、いろいろまた紹介もいただきました。病院関係のバスは動いておりますが、そのバスの運行、運用、利用状況等もやはり今後アンケートと一緒に判断材料としなければいけないわけでございます。

よって、和水町合併をし、それぞれ非常に生活圏の違いの中でありますが、通行バスに関しては横を通っておりますが、やはり三加和地区と菊水地区の縦の線というのが全く交通手段がないわけで、そこらへんもやはりもう合併して7年目を迎えるにあたり、やはりしっかりと配慮を考えていかなければいけない問題だというふうに理解をいたしております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 私がこの公共交通を取り上げたのは、先ほど言いましたように、3,000万の補助金を出してやっているけれども、乗客も利用者もどんどん減少しているという中で、アンケートがとられたわけですね。そうすると、そういう町民のためにどういう利用、乗客を増やすとか、願いにこたえるかというのが一つの鍵になるかと思うんですが、今町長が言われました病院のバスですね、この利用状況を見てみますと、1日にしますとですね、コースによって違うんですけどね、和仁地区では5.5人とか、地域ですね、それから十町のほうでは1.7人とか、そういうふうなんです、菊水のほうでは若干多いわけですが、これがですね、全体的にすると資料をもらったので計算しますと、1日28人平均になるんですかね。違ったらぜひ答弁をいただきたいんですが、その病院行きのバスが一つありますね。

それからもう一つは、温泉バスですよ。温泉バスが朝ですね、資料をいただいて計算したんですが、結局1日すると15人から17人ぐらいの、16人ですかね、ぐらいの利用客しかいないんで

すよね。

南関は、先ほど言いましたけれども、南関のほうは町が運営してうから館のほうに配送するわけですね。それで、うから館としては、そういう運賃代とかは出さんでいいわけですね。ある意味では助かるわけです。

私が言いたいのは、結局そういう総合的に病院のバス、それから温泉センターのバス、こういうことを考えてやるならば、先ほど言った福祉バスもそうですけれども、乗合タクシーですね、これでいきたい時にいつでもいけるような、そういうシステムを乗合タクシーでつくり上げると、町立病院にもいける、あるいは温泉センターにもいける。また、町立病院でできない科ですよ、例えば眼科とかありますよね、そういうのを山鹿の市立病院まで運ぶとか。そういう町外までいく、そのためには利用料金も変わってくるとは思いますけどね。そういうふういろんなことを考えていきますと、全体的に公共交通を合併した和水町でどういうふうにつくり上げていくのかというのが、非常に今は大事になってきていると思うんですね。

それは、お年寄りも増えてきていますので、非常にこういう要求は強いんですよ、なぜかという山鹿に三加和から病院にいきますと、タクシーでいったらもう三千数百円なんですよ。帰ってきたらもう6,000円ですよ、往復で。非常に負担が重いんですよ。だけんそういうのにどうやってこたえるかというのが、私は行政の大事なところじゃないかなというふうに思います。

その点で、町長どういうふうに思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） お答えが繰り返しになるかと思いますが、確かに三加和においては、生活、医療そうしたことに关しては山鹿ということですので、病院に关しては、和水町立病院ということでございますので、それぞれ三加和にもバスを走らせておりますので、そうしたことの理解認識を一つ更に深めてまいり、やはり安心と、そしてそういう病気をなされた方々の経費節減につながる、そしてやはり最終的にしっかりとした治療、入院、手術、そうしたことに关しては、従前からしっかりとした判断で適切に紹介していくというふうな環境が整えれば、非常に安心と経済負担も軽減するんじゃないかなと思っております。

それからバスに关しても、やはり町外から出るというのはいかがかと、やはり管内の公共的な道路を走っている公共バスに关するそのつなぎとしてはいいのかなと思っておりますけれども、やはりそこらへんはいろんな縛り、決まり、運輸関係がございますので、私はちょっとそこらへんまだ認識不足でございますし、適切なお答えにはならないかと思いますが、今、議員がおっしゃっていることに关しては、思い、趣旨は理解できますので、今後検討委員会において今おっしゃっていることを踏まえながら、検討させてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今、町外から外に出た場合という、うんぬんというふうに話がありましたけれども、実は長洲町ですね、取り組む時に、先ほど言いました協議会ですね、その協議会の

中には、玉名地域振興局道路管理者主幹という、そういう人も参加をすると、そういうふうには県道とか国道、そういったものを利用して輸送する、そういったところにも問題はないだろうかということで、そういうところも入って協議しながら決定していったという推移があります。

それで、これだけ質問していると後が時間がないので、大体これぐらいで終わりたいと思いますが、是非ですね、この南関町、長洲町の例を私言いましたけれども、担当課のほうからどなたか行って研修してくるということを是非していただきたいと、それによってですね、ああこういうやり方もあるのかということがわかりますから、それでやるかどうかも含めて検討できるんじゃないかと思いますので、是非そのことはしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目にいきます。学校給食についてであります。

一つ目に、学校給食は栄養のバランスがとれた食事で、子どもの健康の保持、増進、体位の向上を図っております。町内にはセンター方式と自校方式がありますが、それぞれのメリット、デメリットについて伺います。

二つ目に、小・中学校の給食費が24年度に値上げされておりますが、その理由は何か。また、給食費に関して町からの支援策は考えていないか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 2点目、学校給食についてお尋ねでございます。お答えをいたします。

学校給食の目標は、質問にも議員が掲げでございます適切な栄養摂取による健康、そして保持、増進は当然のことながら、日常生活における望ましい食習慣の定義、それから食生活、自然の恩恵を理解し、環境保全にかかわる態度を養い、食にかかわる人々の感謝する心を醸成する。

また、地域の伝統的な食文化の理解などがあると考えerわけでございます。教育によるまちづくりを進めている今日、学校給食の目標にかかわる我が町が背負っていく子どもたちをしっかりと育てていきたいと考えております。

質問2についてでございますが、給食費に関する町からの支援策は考えてないかの質問でございますが、経済的に困っている世帯の児童・生徒への支援は、既存の就学援助制度を通して給食費の援助している状況でございます。

また、小学生1人当たり880円、それから中学生1人当たり1,100円の援助を行っており、新たな支援というのは、やはり今学校統廃合に向けてやはり制服問題とかいろんな問題も掲げておりますので、総合的に今後考えていかなければいけない課題であるというふうに今は受け止めておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。

センター方式、それから自校方式、それぞれのメリット、デメリット、それから2点目の給食費の値上げの理由、これは教育委員会から答えさせますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 御質問のセンター方式と自校方式のメリット、デメリットでございますが、センター方式と言いますのは、共同調理場方式、自校方式と言いますのは、単独調

理場というのが正式な意味でございます。

本町の形態を比較しての質問というふうに思います。

それで、センター方式でのメリットと言いますのは、調理体制、調理員合理化ですね、人数の削減だというふうに思います。

それと衛生管理、施設整備の合理化、それと事務部門の合理化、結局材料あたりを注文するのも菊水区域におきましては、5校分をまとめて注文がすぐできると、そういったふうな事務の合理化があるだろうというふうに考えます。

自校給食のメリットでございますけれども、現在、町のほうでは車のほうで配食、運んでおりますけれども、そういった配送時間がロスがないということでございます。それとロスがない関係もありまして、適温で食べることができるということです。ですから、配送費の削減、それと児童・生徒にとってはですね、給食室がすぐ学校の横にありますので、いろいろふれあう機会が多いんだろうというふうなところで、そういった関心が高まるというふうに考えております。

デメリットにつきましては、今申し上げましたメリット分の反対分がデメリットでございますので、その部分を改善できるようにしていくということでございまして、デメリットにつきましては、あえて申せないというふうに思っております。

それと、質問2の学校給食費の御質問でございますが、給食費の値上げというふうに誤解されるような感じがございますけれども、この町教育委員会が値上げをしたというふうな誤解を受けますので、給食費の仕組みについて御説明を申し上げたいと思います。

学校給食というのは、施設を運営するための費用とか、賃金とか、それと食材というふうにあります。法で定められておりまして、保護者が負担するものは学校給食の食材を負担していただくということでございます。あとの調理員の賃金とか施設の運営費、そういったもろもろにつきましては、設置者、つまり町が負担するということでございます。ですから、食材を購入するにあたっては、給食センター方式、菊水方式では、運営委員会で審議して額を決定していくと、三加和区域においては、各学校の校長先生と保護者あたりが参加して決めていくと。最終的には、保護者の総会で給食費は決まっているというふうなところでございます。

実際、値段は上がったというか、負担は増えていった面はございます。それはなぜかと言いますと、本年度より授業時間が増えております。実際冬季、秋季、秋休みということで10月の体育の日、あと2日間を休みにしておりましたけれども、それを授業に振り替えた、それと冬休みはですね、7日だったのを6日に短くいたしまして、1日増やしました。実質3日間は、登校日が増えております。それと、半日だったものを3日ほど増やして、実際給食をやる回数を6日ほど増やしているというところでございます。

その遅れた分に対して、保護者の負担をいただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今答弁いただきましたが、いくつか質問をしたいと思います。

センター方式と自校方式の最初の質問ですが、違いですね、センター方式の場合はつくってる人、あるいは食べてる人もお互いに、どういう顔で、どういうふうにしてつくっているのかというのが、あまりわからないという状況ですね。それで逆に自校方式だと、どここのだれさんがつくって、子どもたちがつくっていると、それは先ほど言われましたように近い関係があるということだというふうに思います。

一つ配送関係で弱点があるというふうに、センター方式であるというふうに思うんですが、それは夏場になると冷えたデザートとかを運びますよね。車が冷凍車じゃないから、少しずつ冷えたのがあったかくなってくると、ぬるくなってくるという弱点もあるかと思いますが、それはそれとしてカバーしながらやっているんじゃないかなというふうに思います。

それから、ちょっとお聞きをしたんですが、三加和中ではこれまでずっと、食器を洗う時に安全な洗剤ですね、これを使おうということで山鹿の地の塩社だったですかね、から取って粉石けんということで利用していました。これが川に流れてもいいからということも含めて環境のためということで使っていたんじゃないかなというふうに思うんですが、これが今回合成洗剤のほうに変更されているというふうに聞きましたが、その変更した理由。それから、変更する決定権というか、権限というのはだれがこういう場合持っているのかなというふうに思います、その点お聞きをします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 変更したとおっしゃいますが、その地の塩社から取っている粉石けんもございます。ただ生野菜を洗う洗剤というのはそれではできません。これは、衛生基準に基づいて実施しているということでございます。

ですから、その基準にのっとってやりなさいというのは、教育委員会のほうで指示をいたしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 食器の洗剤については変更してないということですね、そのままの洗剤を利用しているということですかね。そのへんがちょっとわかりにくかったので答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 食器を洗う洗剤も石けんかすが残るような状態であれば困るということでございますので、状態によっては大量に使う場合、少ない場合もございますので、部分的には使っている部分もあるし、新しい洗剤を、新しいと言いますか、もう五、六年になりますけれども、そういった洗剤を使っているのもございます。ですから、両方を使っているところもあるんです。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちょっとわかりにくい答弁ですが、とにかく地の塩社の安全な洗剤を若干変えているという内容だというふうに受け止めました。

それともう一つお聞きしたいのは、ワークシェアリングというのをされていますよね。それで労働がまわるようにということで、ワークシェアリングによって雇用を1人増やすということが行われているというふうに思いますが、それはどんな目的でされて、働く人たちに対してはどんな影響があったのか、その2点について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 給食センターのほうの実働はセンターの各自校でも構いませんけれども、調理員、正職が1人、臨時さんが1人ということで常にベスト、何も病気とかけがとか、いろいろ病気なんかしない場合はその人数で構いません。ただ、どうしてもいろいろな事故とか休む場合がございます。その場合は、必ずやっぱり1人は確保しておかないと給食はつくれません。そのために、どうしても確保する必要があると、1人確保するために、じゃあいつあるかわからないような状態を1日、2日で待っているかということ、臨時で出る方も非常に困るということで、ではみんなで協働して出勤するようにしようということで考えたところでございます。

それに伴いまして、やっぱり3人で働くところを4人で働きますので、その分出勤日数は減ります。賃金の収入が下がるということは確かにそうです。そこだというふうに思います。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ワークシェアリングで労働のサイクルをうまく回せるという目的ではあったんでしょうが、今、答弁があったように働く人たちの賃金が減るということで、恐らくワークシェアリングによって週4回、5回働いていた人が、週3回の人も結構でてきてるわけですよね、代わり1人多く入ったということによって、労働時間が大幅に減るということになりますから。そうしますと、月の手取りが6万円から7万円というふうに下がるというふうに思うんですね。だからそうなってくると、働いている人たちの生活もあるわけですから、それによって大きく影響も受けるわけです。

だから、このワークシェアリングを何のためにやられたのかということでは、病気のこととかもあるでしょうけれども、そこはうまく回るような形を以前はやっていたと思うんですね。去年ぐらいからですかね、ワークシェアリングを始めたのは、だからちょっと問題がありはせんかなと私は思います。

その点でどういうふうに思われるか、教育長答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、笹渕議員の御意見、確かにそういう見方もあるかと思いますが、このワークシェアリングを始めます前には、十分調理の皆さんとも話し合いをして御理解いただいた上での措置をしたということでございます。

一番中心に考えたのは、子どもたちの給食に支障を来さないという環境つくることというのが一番じゃないかというふうに思いまして、現在の運行を考えたところでございます。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） このワークシェアリングで1人、2人ですかね、増やした、その前はですね、それじゃ何か差し障り、問題点は出てきていたのか、その労働問題でですね、どうですか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） どうしても緊急にお休みになったり、けがとかでお休みになると、頭痛とかでお休みになると。けが以外でもいろいろな法定といいますか、いろいろきてはいけないような病気とかありますよね、伝染病とかそういった。

そういった時にですね、調理員を探すのにひと苦労です。以前は、第1段階、第2段階と二人まで用意してたんです。それでも、どうしてもできない時もあります。そういう時は、もう急きょメニューを変更して、手のかからないようなやつにしていたわけですね。ですから、急きょいろいろ変更とかしなくちゃいけませんので、やっぱり安定しておいしい給食、安心した給食を食べるためには、どうしても人員の確保が最優先ということで、これはどこの調理場でも同じだと思います。いかにその調理員を確保するかというのが非常に問題かなと、そういうふうに苦慮しているだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 労働してて、例えば次の日に病気にだれかがなったから一人増員、どこかで確保しなきゃならんという時に、今の答弁では献立を変えなきゃいかんというような話に、答弁がありましたけれども、それはもうできないんですよ、献立は、変更は。次の日にはそんなに簡単にできないですよ、料理がもう材料がきちっと確保されてますから、それはちょっとできないと思います。

このことだけずっと言っていると時間がないので、次の給食費の問題ですが。

これですね、今1人、2人、3人とか子どもさんを学校にやってる人たちは、やっぱり月、小学生で4,000円ですね、それから中学生で4,600円ですか、1カ月ですね、そうするとかなり負担が大変なんですね。今、町のほうで補助金を出しているのは、1カ月小学生が80円、それから中学生が1カ月100円ですよ、こういうふうに少ししかやってない、補助金を付けてないわけですが、荒玉のですね、ほかのところを見ていると、例えば玉東町ですね、月に町が補助してい

るのは、4,000円に対して300円です。3人目からは、2,000円補助してます。これは中学校も4,500円に対して、月500円町が補助していますし、3人目は2,000円ということで補助しています。もっといいのは南関町なんですよね、御存じだと思いますが、南関町は2,000円、1人当たりですね、毎月補助してるんですよね。これは小学校も中学校も同じと、小学校は4,000円に対して2,000円ですから、半額を補助してるんですね。中学校は4,500円に対して2,000というふうに補助しています。南関町の予算としては、470人小・中学生子どもがいますので、それに2,000円掛けますと11カ月で1,034万円、年間予算を組んで補助しているんですね。これはやっぱり若い世代の支援策としてやっているわけですよね。子育てがしやすいように若い人が南関町に移り住んでくると、そういう願いも込めて支援策をとっているということなんです。ぜひですから、こういうふうにお隣の町でもこういう施策をやっていますので、和水町としても少しでも2,000円ぐらいまで補助するとか、そういうこともやはり検討したらどうかなというふうに思いますが、これは町長のほうに答弁いただきましょかね。教育長でもいいですが、どちらでもいいです。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 近隣の市町村で、そうした給食に対する支援、それぞれあるわけがございます。このことも知り得ておるわけでございます。南関においては一昨年、何年になりますか1億円をもって定住対策というようなことで、大きく給食に関する支援を行っておるのも事実でございます。

先ほど申し上げましたように、今後学校統廃合、三つのそれぞれの分科会と言いますか、委員会を設けて、やはり今後通学バスの問題もありましょうが、今度は制服の問題もあります、かばん、バッグ、教材、いろんなもろもろに関しては今後どういうふうな形で統一していったらいいのか、そしてそれぞれの学校で、学校後援会等もあっており、その後援会の学校に対する支援、そのへんもそれぞれの学校で違う部分がありますので、総合的にひとつ本当に教育の質も高めますが、やはり子育てしやすいような経済的な支援、そういうことも今後考えていかなきゃいけない、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 3つ目にいきます。

○議長（多賀勝丸君） あと1点、質問が残っております。その分を考えて質問をしていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 3つ目にいきますね。

町職員の雇用について伺います。

一つ目に正職員の医療職、技能労務職としての雇用基準について伺います。

二つ目に臨時職員の誓約書の提出が初めて行われたようですが、誓約書の内容と目的について伺います。また、これは非正規雇用すべてが対象なのか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいまの質問に関しては、担当総務課長から答えさせます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 笹渕議員の質問にお答えします。

医療職、技能労務職の採用の基準という質問ですけど、職員の採用については、地方公務員法では、競争試験又は選考によって能力の実証を行うことと定めてあります。

本町によっては、任命権者が実施機関となります。町の職員採用にあたっては、基本的には熊本県町村会の共同試験により、採用を図っているところでございますが、人材確保の観点から一般の行政職を除いた技能労務職については、臨時職員で特に優れている者と認められる場合は、これまで勤務評価を基に選考採用を行った経緯もあります。

それから、2点目の臨時職員の誓約書のことでございますけど、今年4月に町の任用する一般職の臨時職員及び非常勤職員を対象に誓約書の提出をお願いしました。臨時非常勤職員の任用については、地方公務員法に基づいて任用するものであり、いずれも地方公務員法の適用をされると考えられます。また、この服務は正規職員の例によると町の規定でも定めておりますので、職域は多様ですが、職務によっては住民の個人情報を知り得る機会も多く、また住民からすれば正規職員と同様の認識をされるものと思われれます。

このようなことから、任用にあたっては正規職員と同様の自覚と責任を持っていただくことを再認識していただくことを目的に実施いたしました。

誓約書の内容については、地方公務員法の常識に関するものであり、全体の奉仕者としての公共の利益のために職務に専念することや、法令に従って職務を遂行するに当たること。又は不名誉となる行為の禁止、守秘義務についての誓約書の内容でございます。

提出をお願いしました対象者については、職務内容を問わず一般職の臨時、非常勤職員、すべての方を対象に行いました。

以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 最初の雇用基準でありますけど、今年度になってからの職員の採用が行われているようですが、一般職じゃない病院等、特老のほうでそういう試験とか採用があったのでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） お答えいたします。

ただいまの質問でございますけれども、きくすい荘としましては、昨年試験が行われまして、これは共同試験でございます、それで1名が介護士が採用したということでございます。

それから、今年5月1日なりまして、これは共同試験ではありませんでしたけれども、先ほど総務課長が申しましたように、今までの勤務成績とか、そういったものを考慮しまして一応採用したわけでございます。

何で採用したかと言いますと、やっぱり要は経験と資格だというふうに私は思っているところでございまして、一応介護福祉士としてやっぱり就労していただくためには、即戦力ということになるかと思いますので、資格は持っておっても経験がないものについては、やっぱりマンツーマンで指導しましてもやっぱり半年ぐらいいはかかると言われているところでございますので、それから、またもう一つは夜間の勤務についてでございますけれども、一応きくすい荘のほうは、収容棟が3棟ありまして、それぞれに2名の配置で一応夜勤をしているところでございますけれども、正職員の不足によりまして、これも勤務体制等がありますので、どうしても2人になりますと、臨時職員同士の組合せというのが多々あるわけございまして、そうなりますと、正職員と臨時職員の間では、責任の度合いあたりが変わってくるということでございますので、一応採用したわけでございます。

それから、私と言いますか、和水町はよその自治体がない病院とか、こういった施設を抱えておりますので、特殊な事情があるというところで、ひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ふつう職員採用というふうになれば、競争試験ですね、先ほど言われましたが、昨年の秋口に行われてると思うんですね、ところが今年度になってからの採用試験、そして採用と、ちょっとこれはいかがなものかというふうに思うわけですね。

私は、正職員を雇ったことに対してのことについては、私は批判をしないわけですが、というのはですね、例えばきくすい荘においては、正職員が49名と臨時職員が26名で、非正規雇用、臨時が35%を占めているわけです。この35%の臨時の方も夜勤をやっているという状況なんですよね。だから、本来資格を持っていない人も夜入所者の面倒をみているわけですよね、何か事故があったら本当大変だなと思うわけですが、そういうふうに正規雇用が非常に少ないということは、これら改善していかないと駄目だと思うんです。その点が1点ですね。

それで私が問題にしたいのは、問題だと思うのは先ほど総務課長が言いましたが、採用する場合に競争試験ですね、町の規則にもありますけれども、例えば競争試験については大学卒業程度、短大卒業程度、高卒程度と、そういう試験とともに町長が必要と認める採用試験という4段階に分かれていますよね。こういう形でやられてやる場合、競争試験を行う場合にはあらかじめ公告するほか、和水町広報等により受験に必要な事項を周知するよう努めるものとする。私も以前、町長にもたしましたけれども、結局公に広報を通じて、なごみ広報、あるいは防災無線を通じて、

多くの人に受けませんかということをやっぱりやるというふうなことで、町長は答弁されたですよ、その当時。それは、やっぱり今雇用が大変厳しい中で、だれもがやっぱり就職したいというのはあるんですよ。そういう時に限って、当然競争試験をやったとしても一人しかこなかったら、定数1だったらその人しかもう受からないという仕組みになってるわけですよ。だから、その人を受からせるための試験というのは、私はやるべきじゃないと、やっぱり公正公平に呼びかけて、町民にも公告するというのが私は大事だし、そういうふうにしないと、やっぱり変なことをやってるなとしか町民には映らないんですよ、これはやっぱりただしてもらいたいというふうに思います。

その点について、町長に伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 御指摘いただいておりますことに関しては、十分理解をいたしております。今回、起案してまいりました特老、その説明内容に目を通して、やはり行政運営管理上、住民サービスの低下にならない、それから向上を図る、そういう観点から適時適切というような思いの中で、今回に至ったわけですが、議員が御指摘のように、やはり基本的には公平であって、そしてやはり疑惑をもたれないように、そういうような配慮をとらなければいけなかった。そういうふうにも思うわけですが。

しかし、非常に特老の状況内容が、本当に正規職員、臨時同士でさせないかん、そこにもしかあつた時にはというようなことを思う時に、早く適切な職員を採用し、責任あるやはり命を預かっておるわけですので、そういったところにしっかり配慮をしていかなきゃいけない。そういう思いだったわけですが。

今後においては、議員が御指摘のことに関しては、私もいささか感じるころがございますので、十分配慮してまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） 12番、笹渕君、残り時間が少なくなりました。手短にお願いいたします。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） はい、この雇用問題については、初日のですね、町長が職員の不祥事の問題でも謝罪をされましたけれども、非常に町民からは、批判の声も起きています。これは、きちっと綱紀粛正ということで職員に言うだけじゃなくて、やっぱり町長自らが反省してやっっていないと、6年間で3人ぐらいですね、でるんだったら次また2年間に一人ぐらい出るんじゃないかなというふうに感じるわけですよ。それは、きちっとシステムの改善とか、そういうことも話もありますので、ちゃんとしていただきたいということと。

もう1点、先ほどの特老の問題で言いますと、結局、先ほど言いましたが、35%は臨時職員なんですよ。よその民間は、なるべく臨時には夜勤はさせないと、それはやっぱり資格を持ってないから、対応策というのがそもそもがわかっていないんですよ、ある意味では素人なんですよ、だけんそういうのをやっぱりなくすということでは、一般会計からでも入れてでもやっぱり臨時職員を増やしてやっっていないと、正職員が夜勤の時にものすごく私は苦勞しているんじ

やないかと思うんですよ。だって内容がよくわからないのに、指導しながら一緒に仕事をしないと
いかんと、2人でですね。そういうふうになったら、本当に大変だと思うんですよ。

だから、このへんは真正面からきちっと受け止めて、改善していかなければいけないというふう
に思います。その点について、町長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 7年目、6年に3回の不祥事が発生いたしましたわけですが、この
ことに関しては本当に小山議員からも強いおしかりというか、これから先に対する綱紀粛正の姿
勢を示せというようなことでございます。ただいまも同じな御指摘でございますが、本当にその
ことに関しては一言一句一句、私の胸が痛むような思いで聞かさせていただいていますので、今
後職員一丸となって、一日も早い町民の方々の信頼回復のためには、何らかのアクションを起こ
したい、お示しをしたい、そういう考えでございます。

それから、ただいまの人事関係に関しては、今後またそうした質問をいただかないように適切
な判断をさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、笹淵議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

2時35分より会議を開きます。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時35分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、庄山議員の発言を許します。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） こんにちは。13番議員の庄山でございます。

いよいよ本格的な梅雨に入り、田植えの真っ最中というところであります。毎年のことござ
いますが、今年度も災害のない梅雨でありますことを願うものでございます。

早速ですが、一般質問を行いたいと思います。

私は、去年2年ぐらい前にこの質問をしたことでございます。そういう中で、時代も2年ほど
過ぎました。そういう中で、町所有の春富地区ふれあい広場、この周辺の活用についてというこ
とで質問を行います。

まずはじめに、ふれあい広場は春富地区の中心地であります。今まで私もいろんなことで提案
をしてまいりましたが、現在何も使用されておらず、ただ駐車場としての価値観だけしか残って
おらないというようなところでございます。

しかし、今後このふれあい広場は、本当に重要な広場、また遊休資産でございます。そういう

点で、今後の町の対応としてどのような計画をして今後やられるのか伺うものでございます。

また、その点に類する春富集会センター、これを隣に位置をしております。そういうセンターの中で、これは昭和三十五、六年ですか、間違えました。建設が昭和51年ですね、それから増築が60年にされておるこの建物でございます。建設して35年から約36年ばかり経過しているというふれあい広場、春富集会センターでございます。これをどう今後維持管理されていくのか、又は建て替え等の考え方があるのかどうか、それをお伺いするものでございます。

執行部におかれましては、私この1点だけでございますので、30分で終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 庄山議員さん質問にお答えをいたしますが、町所有の春富地区ふれあい広場周辺の活用ということで、この件については再三質問、それから御指摘をいただいておりますのでございます。議員御指摘の歴史と文化のふれあいの広場については、当初平成2年度に戦国歴史資料館造成工事が行われ、その後、国指定史跡田中城跡の駐車場として整備されたものと聞き及んでおります。

平成4年度に本丸周辺の整備の躯体工事844万6,000円をもって行われ、客土及び敷き砂利等が施行されておるようでございます。

また、平成5年度に看板設置が432万6,000円で施工されておるようでございます。活用については、田中城跡を訪れる観光客及び和仁川親水公園を散策する人たちの駐車場として、今日利用されております。

また、芝生広場は和仁団地及び周辺の子もたちの遊び場ともなっております。そして、隣接する春富集会センター等近隣施設の駐車場としても利活用され、その役割は大変重要なものであることは認識いたしております。

また、その維持管理につきましても、現在年5回の草刈り作業及び年2回のせん定作業、委託額が22万3,500円となっており、現在和水町のシルバー人材センターに委託して管理を行っておりますのでございます。

今後の計画については、平成24年3月の質問でもお答えいたしましたように、現在のところ振興計画には計画計上いたしておりませんが、春富小学校の跡地利用も含めて考えていきたいと考えておるところでございます。

それから、2点目の春富集会センター等の建て替えの考えはないかということでございますが、今日社会教育、それから社会福祉、その他住民の生活の維持向上のため便宜を総合的に共用する施設として、先ほど御質問の中でも述べられましたように、昭和51年度に建設されておまして、その後、昭和60年度に大会議室の一部約76平米が増設し、今日に至っておりますようでございます。総面積434.83平方でございます、現在の利用状況を申し上げますと、過去3年間の利用延べ人数は、平成21年度が5,159名、それから平成22年度が3,304名、それから平成23年度が2,305名ということで、21年度から22年度に向けては36%の利用者の減、それから21年から23年においては

55%の利用減というような状況になっております。

日ごろの主な利用内容は、調理実習や趣味などの文化活動、地区の会議など利用されております。また、その春富集会センターは、春富校区の唯一の公共の集会施設であり、選挙のときの第11投票所として、また、災害時の避難場所として利用することといたしております。

このような地域のコミュニティーの拠点となっており、非常に重要な施設であります。平成21年度には洋式トイレ等への改修も行い、23年度には屋根の防水補修工事も行っております。このように補修工事等を行って維持している状況で、今のところ建て替えの計画はございませんが、もう既に三十五、六年を経過するということで、ふれあいの広場周辺開発、そうした学校統廃合開校に向けて、そういう地域一体となった形の中でどのように整備したほうがいいのか考えてまいりたいと思いますので、どうぞその地域におられる議員さんとして、ひとつよろしく御指導をいただければと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 今町長からの答弁がございました。

ふれあい広場と申しますが、これは平成6年に町購入という形になっておるかと思います。面積が2筆で約3,400平米、約3反4畝ぐらいですかね。非常に中心的な存在の土地でございます。これは何のために購入したかと、これは資料館として田中城の資料館として、土地所有者からぜひ譲ってくださいというような形で購入されたと聞いております。

しかし、時代が過ぎ約18年経ちました。その間、そういう計画はなされたと思いますが、18年間の間には何もできずにそのままの状態になっているということでございます。

私はこの広場が、今後どのようにして活用していくか、やはりそれが問題であると。ただ、今町長いろんな学校統廃合のあとと、跡地問題、私もそういうことを勘案して、こういう質問をしておるところでございます。

目的として資料館としての購入、これが学校統合で一応廃校になった跡地問題、これとの整合性、共通、それから先の一つの流れと言いますか、企画の中での流れがやっぱり必要ではないかというふうに思っているところでございます。そういう点から、ただいま町長からのお話もございましたが、今後跡地検討委員会という形でも今月終わりには会合が開かれるということでございますが、そういう中で企画課の中でも、ただ学校統合跡地の問題だけの企画であるのか。又は、これを含めての考え方があるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 学校跡地の検討委員会においては、そこらへんのそれと一緒にの形にはなっておりませんが、やはり今お話、御質問いただいております地域においては、やはりその春富校区の区長さん、議員さん、いろんな諸団体の代表の方がそういう懇話会の中で、こういうふうにひとつしていこうよねというような、そういうものを御提言いただく、それも一緒に学校跡地との連携をしながら、やっぱりいろんな関係が出てくると思います。学校跡地と一緒に、

やはり資料館をどうするのかとか、それから、やはり今使っておられる地域の方々の集会活動をそこを解体した場合において、学校跡地のどこかにすることができるのか、それが理解いただけるのかですね。また、統廃合をすることによってできれば定住につなげたいという思いが一生懸命もっておりますので、今そこには春富の住宅がございますので、更にそういう住宅事業、そしてそういう住宅の方々が子どもが遊べる広場との関係とか、そこらへんいろんなことが考えられますので、どうぞひとつ議員さんとしてもその地域の方々の声をしっかりいろんな会のおきにお聞きいただいて、それをひとつまた町のほうに提言いただくという形の中で、その地域の整備、環境整備、そして定住にと。そして、その地域の活性化にとつなげていきたいというふうな思いでございます。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 今、町長の言葉からは、その地域の人たちに一応いろんなお話を聞きながらやっていったほうがいいんじゃないかというようなお話かと思います。

私はしかしですね、やはりこれは町の財産でございます。あくまで春富地区の財産ということじゃございません。その点を考えるならば、やはり町でのある程度の基本線と申しますか、3点ぐらいの基本線はやっぱし必要ではないかというふうに思うわけでございます。これは非常に大きな開発ということになるかもしれません。

2点目の春富集会センターの建て替え等も含めながら考えていくということでございますので、これも一つの枠の中に入れて、やっていかななくてはならないと、そういうときにやはりその住民の方が、それを判断せろと言われても非常にこれは厳しいかというふうに思います。活用方法としては、いろんな活用方法があるかと思います。経済的な問題点、それから経済的なこと、それからさっき申し上げられた住宅の問題。それとやはり集会センターと、春富地区のまとめという場所ということもございます。そういうことを考えるならば、やはり企画の中である程度の基本線は出していかななくてはならないかなというふうに思いますが、その点ひとつ念を押したいと思いますが。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） そちらに投げかけたような言葉足らずで申し訳ございません。やはり合併して7年を迎えております。合併というのは、やはり少子高齢化対策がまず第1点であり、そして財政の健全化、よってやはりいち早く合併をし、職員の3人に1人というような形の中で人事管理、それから議員さん方においても本当に2町一緒になって早々議員定数も削減されておるわけでございます。

よって、合併した上に小・中学校が数多く、そして複式というようなことでありますので、そこらへんの教育環境を整備するために取りまとめるわけでございます。それによって、そういう遊休資産が生まれるわけでございまして、よってそういう数々の町の財産、資産、これを更に有効活用し、果実を生み出すものにつくり替えていかなければいけないわけでございますので、基

本的にやはり町のほうで、企画のほうで地域の方々の意見を聞きながらいろんな事例を出しながら、こういうふうに関発をしたいと思うがどうかというような形の中で、今後しっかりと進めてまいりたいとそう思っております。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） 私は、町長からその言葉を今日いただきたいということでここに質問席に立っております。

この前のこの議題で、一般質問で私も出しました。そのときには、まだ少し2年前ということで、学校の建設もまだはっきりしておりませんでした。それからその後、各町民の方々、区長あたりともお話をしたわけですが、やはりなかなかいろんな意見も聞きましたが、具体的な意見は出せないと、やはり町の財産でもあるし、経済面もあると、やはり何かをすればやはり経済と金ということでございますので、一概にはこちらの要望もままならんというようなお話も聞いております。

時代が過ぎまして、学校統合も無事に終わりそうであります。そういう中で跡地、それからこの有効利用と、それと地域の発展、地域の発展があつてこそ初めて町の発展ということでございますので、ぜひ前向きにその大幅な開発の流れをひとつつくっていただきたいというふうに思います。

ふれあい広場の件はこれで質問を終わりますが、春富集会センターの建て替えは、一応考えていないということでございますが、去年からいろんな長年の破損というんですか、畳のたて替えとか、屋根のふき替えとかというようなことで周囲からも出ております。これは、この春富集会センターの立ち上げは、私はこの建設の51年ですか、これは春富の財産区を一応処分して総額ではなかったかと思いますが、それなりの財産区の処分をして、これは建てられたと、私はそう思っておりますのでございます。ちょっと聞いたところによりますと、数字的なことは数字は載っておりませんが、金額は載っておりませんが、財産区を処分してつくったということが明記されておるとございまして、これは今、春富の財産区も特別会計でございまして、このようなものによってつくられた非常に重要な集会センターと、町民にとってはですね、思っているところでございます。

それで、さっきも申し上げましたようにこの集会センター、これもこの開発の中で、このことも含めてやはり前進していかななくてはならないと、ただ学校統合関係で体育館、学校、小学校これをどうやるかということが課題になってくると思います。

非常に私の考えとしては、ひとつの統合も必要じゃないかと、せっかくできたが年数も過ぎていると、そういうことでひとつの解体ということも視野に入れながら、そしてまた体育館の新しい体育館ができていっている中での集会というようなことで、一元化にさせることも必要ではないかというふうに思うわけでございます。

そういうことで私の考えですが、町長そういう考え方ができるか、ひとつの考えですが、その

点ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今の御質問に関しては、私ども理解するが上にも地元の総合支所長のほうが十分理解を踏まえておると思いますので、支所長に代わって、とりあえず現支所長の思いをちょっと僕に代わってお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総合支所長 徳永 壽君

○総合支所長（徳永 壽君） 思いと言われましたので、ちょっとそこまではあれですけども、今まで話が出ておりますように、春富集会センターというのは、本当に春富地区の重要な集会の場所、唯一の場所になっております。

そのほかに災害が起きたときの避難所としても活用するようにしておりますし、毎年ではありませんけど、選挙が行われるたびに投票所としても春富校区のほう二つに分かれておりまして、第11投票所として利用しております。

それで、それを一つに集約ができるかということになりますけれども、これは非常に簡単には結論が出るようなあれじゃないかと思います。もし集約ができるようであれば、先ほどから出ております小学校の跡地利用等を含めて検討していく必要があるのじゃないだろうかと思います。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） なかなかですね、これは非常に開発に一つのふれあい広場の周辺の開発という大きなプロジェクトになる可能性が強うございますので、本当に詰まったところでの回答は非常に難しいかと思いますが、私は今後、大きな目を見ていただいて、企画の中でこのふれあい広場、それから春富集会センター、それと学校跡地の問題も含めて、十二分に考えながらやっていただきたいというふうに思います。

私は、それを望んでおるわけでございますので、どうぞその点を含んでやっていただきたいというふうに思います。特に春富出身の副町長、ちょっと一言。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 4年前平成20年度にもこの問題、質問をされておりますけれども、確かに春富地区の中心部にあたっているいろんな施設が周辺には流通しておるということもございます。

こちらの広場としては、あれはほ場整備のときにそういう残地ではなく、ほかの耕作者の方々の農地を提供していただいて、戦国資料館ということで用地は確保した事実ではございます。

その目的が今後において、今の段階でそれが必要なのか、資料館は必要とします。そこにつくるのが必要かどうかですね、それはさっきから話が出ておりますように、学校跡地の問題、例えばこれは思案ですけども、春富小学校、それが体育館でも本校舎でもいいかと思いますが、その一部をそういう資料館に改造しながら、そして今の春富集会センターは商工会が入っ

ています。商工会の事務所にもあっちにも行ってもらう。また一つは、投票所が今現在吉地地区の投票所が春富集会センターということになっておりますので、そのへんことが吉地地区の住民の方々に御理解ができるかどうか、そのへんも疑問ではありますが、そういうやり方もあるなというような思いでもございます。

また、集会センターも、もう地区30数年ですね、こっちの増築はまだ30年は経っておりませんが、以前この点に対してはですね、平成12年ぐらいだと思いますけれども、元町長さんとの話合いの中で非常に天井が低いものですから、ビーチバレーもできないということで改修しようという話も実際あったことも記憶にしております。

そのときにも、いろいろございまして工事には至っておりませんが、そういう思いの中で今日まできているのも事実です。

それから、集会センターの大広間のほうは、今、合気道と言いますか、青少年のそういう育成のためにも週2日か3日指導者がこられて、そういう子どもたちに指導をされているということも事実でございますので、そういう機能もすべて春富の小学校の体育館に移行すれば、十分なる活用方法があるのではないかと私自身は考えております。

先ほど町長も答弁されておりましたように、やはりあそこには和仁団地、20戸近くあるかと思いますが、ちょっと戸数的にはわかりませんが、そういう類似した施設等々が集会センターの跡地のほうではですね、こちらの広場のほうはいろいろ住宅にすればいろんな問題が生じてくるかもしれないので、そのへんは慎重に、そしてさっき言われましたように企画のほうでまずは素案をつくってみたいと、そのようなことを考えてみたいと思っております。そのへんを今度新しい検討委員会の中にも議員さんの中でも、それぞれ入っていただくのかと思いますけれども、そういうところへのひとつの素案、提案をしてまいりたいとそうように思います。

以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 庄山忠文君

○13番（庄山忠文君） はい、副町長、それから町長、本当に前進あるお言葉を頂戴いたしました。ちょうど30分になりました。

私は、これでもう安心して一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） 以上で庄山議員の質問を終わります。

これで本日の会議は全部終了いたしました。

21日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会 午後3時06分